

# 第3編 基本計画

## 第1章 健康・福祉

### 1. 保健衛生

#### 現状と課題

- 本村では、「注健康としま21」に基づき健康づくりを展開してきました。「私ができること」「みんなができること」「行政ができるここと」各視点、各分野で健康づくりに取り組んでいます。
- 各種がん検診、特定健診も他の市町村と比較すると受診率も高い傾向にあり、早期発見や早期治療につながっています。これも村民一人ひとりの健康意識が高いという現れであると思われます。あわせて各推進員を中心とした健康づくりや、診療所と連携した健診事後フォローの成果といえます。
- 対象者によっては積極的な関わりが必要な方、支援を必要とする方もおり、今後も各種機関と連携を図りながら健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- 母子保健も含めた健康づくりを展開していく必要があり、子ども・青年・壮年・高齢者のライフステージ別での健康づくりを意識した取り組みも図る必要があります。今後も、健康づくりから地域づくりへと地域に根ざした健康づくりが求められています。

#### 注：健康としま21

本村において健康寿命を延伸させ、「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」を基本理念に、「健康増進法」に基づいて策定された「十島村健康増進計画」のこと。なお、計画は平成21年度から30年度までとなっている。

#### 基本的方向

- 「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」ためには村民一人ひとりがその大切さに気づき主体的に取り組めるよう注ヘルスプロモーションの理念に基づき、健康づくりを推進していきます。
- がん検診・特定健診をはじめとする各種検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めていきます。
- 診療所等各種機関と連携をとりながらライフステージに視点をおき、一次予防に重点をおいた健康づくりを推進していきます。
- 健康づくりを支援する体制の充実を図ります。

注：ヘルスプロモーション

WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略のこと、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようとするプロセス」と定義されている。

## 施策

### 1. 村民主体の健康づくり

(1) 人・情報のネットワークの推進を図ります。

(2) 健康づくり関連の情報提供に努めます。

### 2. 一次予防の健康づくり

(1) 各種検診の充実・検診後のフォローを徹底します。

(2) ライフステージ毎の健康づくり（母子保健も含めた健康づくり）に視点をおいた取り組みに努めます。

### 3. 健康づくりを支援する体制の充実

(1) 各推進を育成しマンパワーの確保に努めます。

(2) 研修会を開催し質の向上を図ります。

(3) 健康づくり審議会を開催し健康づくり支援体制の評価を実施します。

## 2. 医療

### 現状と課題

- 上4島については、平成14年度より常駐医師が確保されている。常駐医師は鹿児島赤十字病院から4か月毎に長期派遣され、中之島を拠点にして4島の巡回診療を実施しています。
- 下3島については、従来の派遣体制により鹿児島赤十字病院の医師が月に2回巡回診療していますが、住民の不安解消のために常駐医師の確保・無医地区の解消が急務となっています。
- 急患発生時には、鹿児島県に急患搬送の要請を行い、鹿児島県防災ヘリコプター並びに海上自衛隊ヘリコプターによる急患搬送が実施されています。また、鹿児島県ドクターヘリコプターが平成23年12月から運用開始されており、急患発生時の対応が強化されています。
- 眼科・皮膚科・耳鼻科の診療については、鹿児島県特定診療科巡回診療の実施要綱に基づいて各島年1回計画しています。歯科診療については、鹿児島県歯科医師会口腔保健センターの受託事業として各島年2回計画しています。
- 検査機器等の整備については、平成23年度に遠隔医療システムが整備され、巡回診療以外にテレビ診療ができるようになっています。
- マイクロCOモニター（一酸化炭素ガス分析）が設置されたことにより、平成24年度から禁煙外来が開設されています。
- 診療科は内科・禁煙外来があり、医師がいない期間は看護師が定期薬を処方しています。また、患者の状態にあわせて電話等で医師の指示により対応しています。

### 基本的方向

- 医療従事者の確保・救急医療・遠隔医療の充実を図ります。
- 無医地区の解消を図ります。
- へき地中核病院（鹿児島赤十字病院）を核として、遠隔医療システムの充実・ネットワークの強化を図ります。
- 「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」という住民共通の思いを叶えるため、島での看取りの円滑な推進を図ります。
- 介護事業所に対して医療面から連携を図ります。
- 疾病予防の啓発に努め、住民の予防意識の向上を図ります。

## 施策

### 1. 医療の充実

- (1) 下3島も上4島と同様に常駐医師の配置を進め、無医地区の解消を図ります。
- (2) 定期的な特定診療科を実施します。
- (3) 遠隔医療システムの充実を図ります。

### 2. 検査器機等の整備

- (1) 精査機器の整備を進めます。

### 3. 予防意識の向上

- (1) 医師・保健師・栄養士による指導、助言の強化を図ります。
- (2) 地域食生活アドバイザー等の養成を行います。

### 4. 救急医療体制の整備充実

- (1) 鹿児島県や自衛隊、鹿児島市立病院との密な連携による急患発生時の時間短縮を図ります。
- (2) 島における救急医療体制の整備を進めます。
- (3) 看護師の緊急時の対応の実践的な研修を推進します。

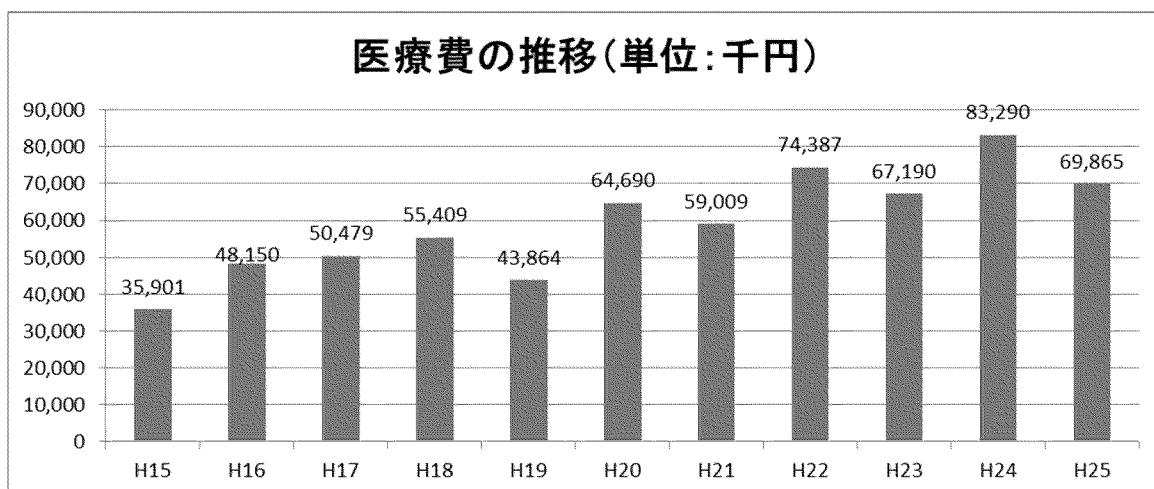
### 5. 介護事業所との連携

- (1) 診療所看護師は通常の看護業務以外に介護事業所の看護師としても医療面から介護事業所と連携を図り、介護事業所運営の一端を担います。

### 3. 国民健康保険

#### 現状と課題

- 本村の国民健康保険制度は昭和49年に制度が発足し、住民の健康保持と福祉の向上に大きな役割を果たしてきました。
- 本村では、高齢化の進展と医療技術の進歩に伴い、医療費が増加し、国民健康保険事業の運営は年々厳しくなり、平成15年度には赤字保険者に指定されました。
- 現在、保険基盤安定制度の拡充や財政安定化支援事業等の対策が図られてきていますが、今後、国民健康保険事業の健全化に向け保険税率の改正・収納100%を目指し、医療費の適正化に努める必要があります。



▲医療費の推移 (H15~H25)

#### 基本的方向

- 国民健康保険会計の健全化のため、被保険者へ制度や財政の現状を周知徹底させ、相互扶助意識の向上に努めます。
- 保健衛生との連携・保健事業の推進により、疾病の早期発見・早期治療など、医療費の抑制に努め、適正な保険税率の改正・徴収率の向上に努めます。

#### 施策

1. 保険税収納率の確保向上
  - (1) 国保制度について住民の理解を求め、相互扶助意識の向上を図ります。
2. 保険税の改正
  - (1) 保険税の適正な改正、収納に努めます。

### 3. 適用の適正化と保健事業の推進

- (1) 高齢化の進展、医療技術の高度化、疾病構造の変化等に伴い医療費が増加傾向にあるため保健事業への取り組みを強化し、医療費の適正化に努めます。
- (2) 診療報酬明細書(レセプト)点検の充実・ジェネリック医薬品の使用促進を推奨します。
- (3) 被保険者の健康に対する認識を深めさせ、国民健康保険事業の健全な運営を行うために、医療費通知を年6回発行します。

## 4. 障害者福祉

### 現状と課題

- わが国では、昭和56年の「国際障害者年」以来「完全参加と平等」をテーマに、保健・医療・福祉・教育・就労などの各分野にわたり障害者施策が展開されてきました。
- 平成12年度には介護保険法が施行され、また平成15年からは支援費制度、平成18年からは障害者自立支援法、平成25年からは障害者総合支援法と変遷しながらも、高齢者や障害者の福祉施策は充実してきています。特に平成25年度からの障害者総合支援法からは、障害者の範囲の中に難病患者も加え支援しています。
- 本村では、平成24年3月に「注十島村障害者計画及び障害福祉計画」を策定し、障害者が障害のない人と同じように生活・活動できる村づくりを進めてきました。近年は過疎化・高齢化・少子化の進展等、障害者を取り巻く社会の変化に伴いきめこまやかな障害福祉施策が求められています。また他市町村と連携しながら福祉サービス等の支援を行う必要性もあります。

注：十島村障害者計画及び障害福祉計画

障害者基本法第9条第3項に基づく障害者のための施策で、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労及び啓発・広報に関する基本的な事項を定める計画のこと。障害者福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく障害福祉サービス等について、必要なサービス見込量等の数値目標や見込量確保の方策などを掲げる実施計画のこと。なお、計画の期間は平成24年度から平成26年度までとなっている。

### 基本的方向

- 基本人権を尊重し、障害者の主体性を確立し、社会活動へ積極的に参加できる体制を構築するとともに障害者がその能力を発揮できる環境の整備を進めます。
- 平等な社会の実現に向けて、生活環境の改善・交通機関の利便性・福祉機器の活用を図るなど、行政と住民が障害者問題を理解していくための広報・啓発活動を進めます。
- 本村の障害者の8割が65歳以上の高齢者であり、介護予防・介護施策とも連動し支援施策を進め、その生活の向上に努めます。
- 障害者施策は、他の福祉対策や保健医療、教育、生活環境等の接点が多いため、適切と認められる場合は、その施策の一体的推進を図ります。

## 施策

### 1. サービス利用者の支援体制

- (1) 村広報紙やホームページを活用し、啓発・広報を推進します。
- (2) 情報提供、相談体制の充実を図ります。
- (3) 職員による訪問や地域包括支援センターを活用し、対面による対応に努めます。また、他部門との連携につとめ、ワンストップで対応ができるように努めます。
- (4) 他市町村との連携や医療・介護等部門との連携を図り、包括的サービスの確保に努めます。

### 2. 自立生活の基盤づくり

- (1) 在宅及び施設福祉サービスの確保に努めます。
  - ア 積極的に他市町村との連携し、サービスの垣根がないように努めサービスを確保します。
  - イ 地域ボランティアの協力のもと「とからいきいき教室」による介護予防、「高齢者見守り支援員」による活動を充実させ、障害者の生活を支援します。
- (2) 経済的支援の充実を図ります
  - ・医療費や日常生活用具費の助成などの支援を行います。
- (3) 居住環境の充実を図ります。
  - ・住宅におけるバリアフリー化に係る相談に対応し、住宅改修費の助成などの支援を行います。
- (4) ボランティア活動を促進します。
  - ・ボランティア育成に努めるとともに、地域全体の理解が深まるように努めます。

### 3. 社会参加の支援づくり

- (1) 障害児保育等の充実を図ります。
  - ・保育機関や学校と連携を図り、早期の療育や障害児に対応できる教育ができるようになります。
- (2) 雇用・就労を促進します。
  - ・就労支援サービスの利用を推進すると共に、働く環境づくりを支援します。
- (3) スポーツ・レクリエーション活動を促進します。

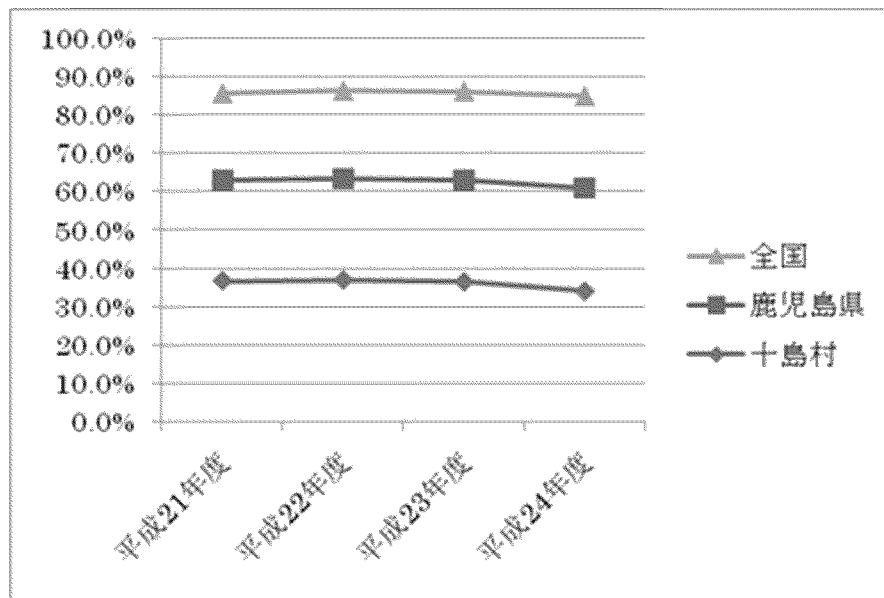
### 4. 安心して暮らせる村づくり

- (1) 公共施設のバリアフリー化を進めます。

## 5. 高齢者福祉・介護保険

### 現状と課題

- 本村の高齢化率は31.87%、要介護（要支援）認定者率は18.6%（いずれもH25年9月末日現在）と高く、国・県の水準をはるかに上回る高齢化社会を迎えています。



▲高齢化率の推移

- 平成24年3月に策定された高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉・介護保健事業を実施しています。
  - ・「とからいきいき教室」  
平成19年度から開始され、高齢者の介護予防や閉じこもり防止、若い世代の健康増進を実施。
  - ・地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）事業  
平成24年度から開始し、介護サービスの充実を図っています。
  - ・「高齢者見守り支援事業」  
平成24年10月から実施し、より介護予防に特化したサロン教室や高齢者の安否確認のための訪問を実施しています。
- 3事業ともに地域住民の多くの協力のもと実施できており、介護予防の強化や集える場ができたことによる高齢者同士の交流および各世代間の交流ができます。
- 課題としては、以下のことが挙げられます。
  - ・人材育成（マンパワー不足により事業従事者が少ない）

- ・小規模多機能型居宅介護事業の運営及びスタッフの質の向上（利用者が少ないとよる指定管理料等の財政負担が大きい）
  - ・高齢者の社会参加（「地域の主役」として積極的に地域づくりに参画できる取り組みが必要）
- 今後は、これまで以上にそれぞれの島で高齢者を支える支援体制づくりや、高齢者に対する健康の維持・増進、また、生きがい対策としての社会参加が可能な環境整備など、幅広い対応が求められています。
- 要介護状態に陥ることを防ぐための介護予防・生活支援サービスの充実のみならず、要介護状態となっても島で生活できる介護体制基盤の整備を図る必要があります。

#### 【基本的方向】

- 明るく活気に満ちた高齢者を増やし、要介護状態に陥ることなく、健康で生きがいを持って生活できるように支援体制を強化します。
- 要介護状態となっても島で生活できる支援体制を構築していく。
- 高齢者を地域全体で支え、世代を超えてふれあい、共に生きる地域づくりを推進します。
- 介護予防や健康増進事業、介護サービス事業に従事するスタッフの増員や質の向上を図ります。
- 在宅介護家族への支援体制を強化します。

#### 【施策】

##### 1. 高齢者の生きがいと社会参加の促進

- （1）老人クラブの育成や老人クラブの充実を図り、高齢者が互いに支えあい、生きがいを持って生活できるように支援します。

##### 2. 高齢者福祉・介護サービスの基盤整備及びサービスと質の向上

- （1）誰もが利用しやすい公共施設等の環境づくりを進めます。
- （2）一人暮らしや不安な高齢者や介護が必要な高齢者が安心して生活できる体制を図ります。
- （3）訪問介護等に従事できる者や各事業に従事できる者等、人材育成を行う。また、従事者の資質の向上を図るために研修会等を開催します。
- （4）緊急通報システムの活用や高齢者宅を訪問することによる安否確認、サロン教室の充実を図ります。
- （5）介護施設の他島への展開を推進します。

### 3. 地域支援体制の強化

- (1) 住民が主体となった支援組織をつくります。
  - ・住民一人一人が高齢化社会を自分たちの問題として捉え、支援活動ができるよう  
に地区への啓発活動を行います。
- (2) 在宅介護家族への支援体制を強化し、介護者の負担軽減に努めます。

### 4. 介護予防対策の推進

- (1) 保健事業とも連携をとります。
  - ・各健康教育や機能訓練を積極的に推進し、要介護状態に陥ることを防ぎます。
  - ・元気高齢者を増やすような環境づくりに努めます。

## 第2章 消防防災・生活環境

### 1. 消防防災

#### 現状と課題

- 本村の消防体制は、常備消防組織（消防本部及び消防署）はなく、非常備消防組織の十島村消防団で消防防災活動を行っています。
- 団員定員は60名（H25.4.1現在欠員2）で7島にそれぞれ1分団ずつ7分団が設置され、団員は1分団6名から12名で構成されています。
- 離島であるがゆえに、他市町村はもとより村内の他島分団の応援も困難な状況にあり、災害時には1分団で対応しなければなりません。
- 近年では、各分団においては年々団員の高齢化及び団員の確保が難しくなってきています。このため、若年層の団員確保を円滑に行うため、消防団の必要性について意識の高揚を図る必要があります。
- 現在では、地震や火山噴火等で災害が発生した場合の情報伝達手段として、平成15年度から17年度にかけて整備されたアナログ方式の防災行政無線を運用しています。
- 防災無線は老朽化等による不具合が多くなり、修繕にあたっては機器類の製造中止等により部品の調達が困難になっている事から、国の指導に基づき、現在のアナログ方式からデジタル方式（データや画像のやり取りの双向化・多重化など、将来的な拡張性も備えた）へ更新する必要があります。
- 地域防災計画は、国や県の防災計画との整合性を図り、社会情勢の変化や本村の実情に合った計画とするため、一般災害対策編（昭和55年策定）、火山災害対策編（平成17年策定）の見直しを行い、地震・津波対策編の策定を行う必要があります。
- 高齢者や障害者などの避難行動要支援者にも配慮しつつ、自主防災組織の育成など、地域における危機管理体制を確立し、住民の防災意識の高揚を図る必要があります。

#### 基本的方向

- 消防団の充実、消防施設・備品の整備を図り各種災害に対応できる消防力の強化を図ります。
- 地域防災計画を充実させ、多様な災害にも対応できる防災体制を確立します。
- 防災情報システムの充実を図るとともに、防災関係機関との防災情報連絡体制の充実を図ります。
- 地域の防災リーダーを育成して自主防災組織の強化を図ります。
- 防災マップの配布、実践的な防災訓練を実施し住民の防災意識の高揚を図ります。

## 施策

### 1. 消防力の強化・推進

- (1) 若年層・高齢者・女性の団員加入促進や教育訓練を充実させます。
- (2) 消防車両や消防資機材等の整備及び計画的な更新を図り、装備品ならびに備品の強化を図ります。

### 2. 防災体制の充実

- (1) 本村の防災体制の核となる「十島村地域防災計画」の充実を図り、国や県の防災計画との整合性を図ります。また、社会情勢の変化や本村の実情に合った計画とするため、必要に応じ計画の見直しを行います。
- (2) データや画像のやり取りの双方向化・多重化等の将来の拡張性を備えたデジタル方式の防災行政無線の整備を図ります。
- (3) 鹿児島県、海上保安庁、自衛隊等の災害関係機関との連携を強化し、合同防災訓練を実施します。
- (4) 避難所のバリアフリー化(階段・トイレ等)や備蓄倉庫などの整備充実を図ります。

### 3. 防災意識の高揚

- (1) 自主防災組織のリーダー研修会を行うなどリーダー育成を図るとともに、避難行動要支援者対策や、災害時に地域で助け合う体制の充実を図ります。
- (2) 防災意識の啓発活動として防災マップの配布・防災訓練を実施し、住民一人ひとりの災害時の対応力の強化を図るとともに、防災意識の高揚・充実を図ります。

## 消防力の現況

現況

平成25年7月1日現在

区分			口之島	中之島	平島	諭訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島	合計
団員	条例定数		9	12	8	8	8	6	9	60
	実員数		9	12	8	7	7	6	9	58
小型消防ポンプ・B-3級	基準	1	1	1	1	1	1	1	1	7
	整備	2	3	2	3	3	3	2	2	17
小型消防ポンプ積載車	基準	1	1	1	1	1	1	1	1	7
	整備	1	1	1	1	1	1	1	1	7
三菱 鹿児島880あ345			スバル	三菱	スバル	三菱	三菱	三菱	三菱	
鹿児島80あ1802			鹿児島880あ676	鹿児島80あ1675	鹿児島880あ436	鹿児島880あ675	鹿児島880あ434			
水利	導入日	H19.12.14	H16.12.27	H21.08.18	H16.01.07	H19.12.14	H21.08.18	H19.12.14	H26.03.08	
	車検満了日	H25.12.20	H27.02.13	H25.08.29	H26.03.11	H25.12.20	H25.08.28			
40t	基準	6	8	3	4	5	3	4	33	
	整備	4	5	3	3	3	4	3	25	
私設40t未満			4		4	1	3	1	4	17
井戸			1	1						2
消火栓			11	11	2	7	3	4	7	45

## ▲消防力の現況

## 2. 交通安全

### 現状と課題

- 自動車保有台数の増加や、「フェリーとしま」の就航に伴う外部からの車両持込みが急増している中、本村道路は1車線道路で車道・歩道の分離した道路は整備されていません。急勾配・急カーブ・極小道路が殆どで、交通安全上問題があり、特に、主要道路においては安全確保対策を進める必要があります。
- 信号機がない等島内と本土の道路体系の差が大きいことから、事故発生の危険があります。
- 現在、小中学校では交通安全教室を実施しているが、高齢者やその他青年・壮年層に対しては主だった交通安全講習を実施していません。

### 基本的方向

- 集落内道路、主要幹線道路、通学路等、安全点検の徹底を図り、交通安全を確保する必要があるため、総合的な計画のもと、道路の改修、交通安全施設の整備を進めます。
- 事故発生危険箇所並びに通学路の危険箇所の把握を図ります。
- 仮設信号機による交通教室を実施するとともに、交通安全思想の普及啓発に努めます。

### 施策

#### 1. 村道主要幹線の整備

- (1) 路面・路肩等の改修に努めます。
- (2) 村道側溝の改修・整備を図ります。
- (3) 避難施設の整備に努めます。
- (4) 道路拡幅等改修、舗装整備に努めます。

#### 2. 交通安全施設等の整備

- (1) 事故発生予想地、通学路等の安全対策の強化を図ります。
- (2) 警戒標識の設置を検討します。

#### 3. 交通安全思想の啓発運動

- (1) 春と秋の全国交通安全運動期間を中心に、村民総ぐるみで交通安全運動を推進します。
- (2) 高齢者や若者及び児童・幼児等、その年代にあった交通安全教育を徹底します。

### 3. 交通体系

#### 現状と課題

- 本村の交通体系は、昭和8年航路開設以来、県本土及び隣接都市部と本村各島を結ぶ交通路は、海上交通路だけであり、村が定期航路事業免許取得し、村営定期船により、住民の生活物資、農林水産物、生活資材、医療事業等、すべてを賄っており、幾多の経験を経て、高速化、時間短縮等航路改善を図り、平成12年就航のフェリー化に至っています。
- 現在の航路は、鹿児島から十島村を経て名瀬までの区間で、週2便の定曜日出港を基本に運航しています。
- 交通を支える基盤整備は、各島に港を建設し、平成2年の小宝島港接岸により、全島接岸できるようになっています。しかし、本村の各港は、外海小離島であるため、波浪の影響を受け易く、天候によっては、貨物荷役の制限あるいは抜港も余儀なくされる島もあり、今後も港湾の整備が必要な地域も存在しています。
- 定期航路の運営については、毎年多額の欠損が生じており、国及び県から補助金を交付されています。しかし、近年国、県の財政は悪化し、離島航路補助を取巻く現状は厳しいものとなっています。本村にとって唯一の交通体系である定期航路を維持、確保するため、国及び県の補助制度の中で経営の合理化、効率化に努めて行かなければなりません。

#### 基本的方向

- 本村の自治の根幹は、定期航路の維持・確保であり、本村と本土を結ぶ定期船の運航は単なる住民の移動用手段に留まらず、住民の生命線として必要不可欠なものです。このため、定期航路の経営の合理化、効率化を図るとともに港湾の整備を図り、安定した交通体系の確保に努めます。また、本村の交通体系の基本的な将来目標としている本土との1日交通圏の確立を目指します。

#### 施策

##### 1. 安定した定期船の運航

- (1) 安定した定期船の運航を図るため、各島の外郭施設や係留施設といった港湾施設の整備に努めます。

##### 2. 定期船運営の経営改善・効率化の推進

- (1) 定期船の経営合理化・効率化を推進し、業務の民間委託を進めます。

3. 定期船運航体系の効率化の推進

- (1) 定期船運航体系の効率化を進めます。
- (2) 定期船の老朽化に伴い、代替船建造を進めます。

4. 本土との1日交通圏確立の推進

- (1) 一日交通圏の確保を推進するため、定期航路増便を検討します。

5. 新たな交通路、体系の検討

- (1) 村内島間交通を検討します
- (2) 諏訪之瀬島場外着陸場の運航を検討します。

#### 4. 情報通信

##### 現状と課題

###### ○ブロードバンド分野

- ・平成20年から22年度にかけて地域イントラネット整備が完了し、全島へブロードバンド網が整備された事により各島出張所において各種証明書等が発行できるようになりました。
- ・イントラネット整備後の平成22年12月から開始したインターネット接続サービス「トカラ結ネット」は、開始当初の契約数235件に対し、平成26年2月28日時点で224件となっています。しかしながら、サービス開始当初からの利用者については、平成25年12月より利用料金が発生するため、今後においては利用者確保が課題となります。
- ・現在、通信帯域不足による通信不良が度々起こり、住民のインターネットの利用はもちろんのこと、TV会議等の利用に支障をきたしていますが、平成25年度の広帯域化ネットワーク整備工事にて帯域不足が解消される見込みとなっています。
- ・ブロードバンド施設の維持管理費は今後利用料による収入が見込まれますが、今後、施設維持等の増大でランニングコストは更に増大します。

###### ○ 本年度より各島へパソコン支援員を1名ずつ配置しています。

###### ○ 携帯電話分野

- ・現在、NTTドコモ・ソフトバンクの2通信事業者でのエリア展開がされていますが、日中、農作業等に従事している住民は不感地区にいることがほとんどであるため不感地区の解消が課題となっています。

- ・島内には防災対策のためのエリアメールの配信が可能です。

###### ○ 地上デジタルテレビ分野

- ・現在、全島において共聴施設での地デジ放送に対応しています。口之島の不具合地区的解消のため、平成23年度に中之島へ無線共聴施設を整備しています。

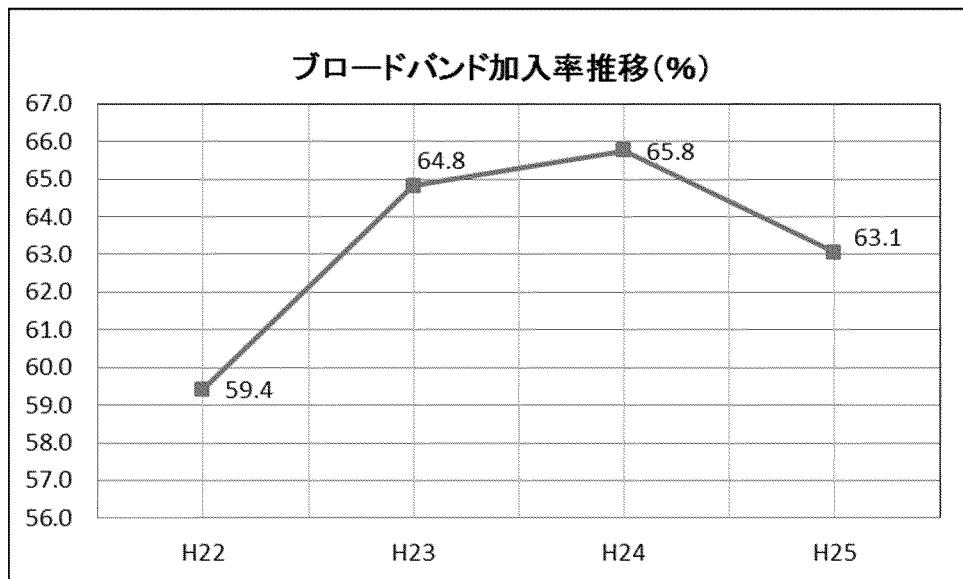
- ・平島では、夏場から秋口にかけて、テレビ放送が視聴出来ない時期があり、平成23年度から25年度にかけて実施した調査によると、海面からの反射による電波障害であることが判明しています。

- ・諏訪之瀬島以南の4島では、名瀬局からの電波の干渉による電波障害のため受信不良が発生しています。このため、施設改修が必要です。

###### ○ その他通信等施設

- ・口之島、中之島、宝島の3島には郵便局が配置されています。

- ・平成17年度には行政防災無線が整備され、情報を発信する重要な施設となっています。
- ・行政からの情報発信は、行政防災無線による放送のほか、広報誌による周知を年6回行っています。



▲ブロードバンド加入率推移

#### 基本的方向

- 離島である本村と本土との情報格差が生じぬよう、適切な施設管理・技術の導入に努めます。
- 村からの情報発信の拡充に努めます。
- 利用者のサポートはもちろんのこと、利用促進のための取り組みに努めます。

#### 施策

##### 1. 情報通信網のハード・ソフト面での更なる整備

###### ハード面

- (1) ブロードバンド網の更なる充実を図り、新技術の導入を推進します。
- (2) 移動通信サービスの拡大と、携帯電話の不感地域の解消に努めます。
- (3) テレビの受信不良解消のための施設整備・技術導入を推進します。
- (4) モバイル端末利用のための設備等整備を図ります。
- (5) その他通信手段等の整備・充実を図ります。

###### ソフト面

- (1) パソコン支援員を中心としたサポート体制の整備を図ります。
- (2) 利用促進のための取り組みの強化を図ります。
- (3) 情報発信手段の拡充。

2. 通信事業者としての安定的なサービスの提供に努めます。
3. その他通信手段・施設等の充実を図ります。
4. 村からの情報発信の拡充に努めます。
5. I T利活用人材育成の推進
  - (1) 要望に応じ、インターネットの使い方の研修会等を開催します。
  - (2) <sup>注</sup>ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を利活用した住民自らの情報発信を支援します。

注：ソーシャル・ネットワーキング・サービス

社会的ネットワークの構築できるサービスならびにウェブサイトのこと。

## 5. 水道

### 現状と課題

- 水道は健康で文化的な生活を営むために必要不可欠なものであり、住民に安全でおいしい水を供給できるよう努めていますが、現状としては非常に厳しい状況です。
- 本村の簡易水道施設は7島に8施設が設置されています。そのうち、諏訪之瀬島及び小宝島は淡水化施設で、その他は湧水や表流水などを水源とした簡易水道で、近年、各島水源の保水量が減少傾向にあります。
- 淡水化施設は設置後の経過年数とともに、維持補修が増大しております。ランニングコストは他の施設に比べて高額であり、老朽化とともに懸念材料となりうることは否めない状況であり、「安全な水の安定供給」に資するためには、8施設ともに相当な施設改良等を必要としているのが現状です。
- 現在、国庫補助による基幹改良を順次進めていますが、事業実施までの期間、各島維持補修改良が必要な状況です。

### 基本的方向

- 安全・安心な飲料水の安定供給のため、年次的・計画的に施設の改修を促進し、老朽化等が著しく、緊急性の高い施設から国庫補助等により財政負担をより抑えた、効率的な事業の執行に努めると同時に、簡易水道事業会計の安定した運営に努めます。
- 全ての供給施設の把握に努め、送水量・給水量など、より確実な施設管理を行い、適正な料金のもと、安定供給に努めます。

### 施策

年次的、計画的な施設整備と同時にすべての供給施設の把握に努め、送水量、給水量など、より確実な施設管理を行い、適正な料金のもと、安定供給に努めます。

1. 飲料水の安全・安定供給に努めます。
2. 水道施設の維持、改良
  - (1) 適正な施設管理に努めます。
  - (2) 管理者の育成、水質検査の徹底に努めます。
  - (3) 年次計画による国庫補助事業を推進します。
  - (4) 貯水タンクの増設及び改修に努めます。
  - (5) 水源管理及び補修工事への迅速対応体制の確立に努めます。
  - (6) 淡水化施設の改良及び新設を検討します。

(7) 施設備品の取替、予備保管

3. 簡易水道会計の安定

(1) 適正料金の維持に努めます。

4. 新たな水源確保

(1) 新たな水源調査の実施、予備水源の確保に努めます。

## 6. 住環境

### 現状と課題

- 平成2年度以降、村ではU・Iターン者を優先とした村営住宅を整備しています。また、地域社会の安全衛生的な生活環境のために、平成7年度以降は、浄化槽設置整備事業を活用し、各家庭等の合併処理浄化槽の整備を進め、平成24年度末での浄化槽人口普及率は95.19%となっていますが、浄化槽汚泥の処理など対応が求められています。
- 平成21年度には、各地域の最終処分場を覆土処理し、平成20年度から、資源ゴミを含めた粗大ゴミ等の島外排出処理を行っていますが、その方法やしくみなど、高齢化する地域の実情にあわせた取り組みを推進する必要があります。なお、地域によっては、焼却炉施設が未整備な地区もあり、収集後に海上輸送処理するなど非効率な状況のため、未整備地区への焼却炉施設整備や既施設も整備から20年近く経過しているものもあり、改良や新設などが必要とも思われます。
- 亜熱帯地域に属する本村地域では、特に夏季において蚊等の害虫発生があり、地域と連携した防除作業を実施していますが、昨今の地球温暖化やグローバル化に伴う物流による新たな害虫や伝染病の移入など、地域に入り込ませないためには、水際での防止対策が必須なことから、住民等への一層の情報提供や取組への啓発が必要です。

### 基本的方向

- 住民の環境問題に対する情報の共有と意識の高揚を図り、豊かな自然環境への再認識と保全をめざします。
- また、高齢化する地域の実情を捉え、軽減された廃棄物の収集処理のしくみ等の構築を目指します。

### 施策

#### 1. 焼却炉施設の整備

- (1) 未整備地区への焼却炉施設の早期整備努めます。
- (2) 老朽化した焼却炉整備の改良・新設の整備に努めます。

#### 2. 合併処理浄化槽の整備推進

- (1) 浄化槽設置整備事業を活用し、合併処理浄化槽整備を推進します。
- (2) 生活污水処理未整備の発見と整備指導に努めます。

### 3. し尿・浄化槽汚泥処理施設等の整備

(1) し尿・浄化槽汚泥の適正処理に努めます。

(2) 施設の整備に努めます

### 4. リサイクルのしくみの整備

(1) 回収収集の負担軽減に努めます。

(2) リサイクル品目の仕分けやしくみを整備します。

(3) 地域及び住民への情報提供及び共有に努めます。

### 5. 衛生的な生活環境の整備

(1) 害虫等の移入防止等にかかり、住民等への情報提供及び啓発に努めます。

(2) 害虫等防除について、地域及び住民と連携し、環境に配慮した防除に努めます。

(3) 法律にもとづいたペット飼養の住民への啓発により、野猫・野犬の防止に努めます。

(4) 地域や関係団体等と連携した環境緑化活動の推進に努めます。

(5) 一般廃棄物（生ゴミ・可燃物）の適正な収集処理に努めます。

### 6. 緑化推進対策

(1) 宅地周辺や農地に花木等の植栽に推進しながら、住民意識の高揚に努めます。

(2) 子ども会・女性団体及び老人クラブ等の取り組みの支援に努めます。

## 7. 自然保護

### 現状と課題

- 本村は、厳しい自然環境のもと、いまも豊かな自然が残されています。地球規模でみると、自然破壊など地球環境の危機が叫ばれ、絶滅を防止し生物の多様性を守ることが重要とされている現在、南西諸島は生物の多様性に富むため、自然保護上きわめて重要な地域になっています。北緯30度から29度、東経130度から129度に東西から西南に連なる小島多島群で構成され、その環海は黒潮本流で豊かな漁場であり、貴重な鳥類の渡りルートです。
- 小宝島と悪石島間には渡瀬線・トカラ構造海峡と呼ばれる生物の分布境界線があり、日本の生物相を二分する興味深く、最も重要な海峡とされています。悪石島から北は日本列島の生物相の南端にあたり、小宝島・宝島にはハブ類が生息し、小宝島ではヤシガニの生息も確認されており、その南側の奄美諸島、沖縄諸島、先島諸島の島々は、東南アジアから連なる南方系の生物相の北端に当たり貴重な動植物が数多く生息する地域として注目されています。
- また、本村は、森林が全体の7割を占めており、全域鳥獣保護区域に指定され、野鳥の休息地として貴重な地域で、平成4年4月には、各島のそれぞれ一部が鹿児島県立自然公園の指定を受け、平成15年には本地域以南の南西諸島が、世界遺産条約に基づく世界遺産の候補地に挙げられたように、本村の自然環境は世界に誇れる動植物の生息地であり、後世に引き継ぐ義務があります。

### 基本的方向

世界遺産条約に基づく世界遺産の候補地に「トカラ列島以南の南西諸島」「知床（北海道）」「小笠原諸島（東京）」の3地域が候補地に挙げられたように、本村の地域は世界に誇れる動植物の生息地であり、豊かな自然環境は、地域住民のみならず国民全体の財産です。その保全は、国土形成の一翼であり、愛国心の滋養に不可欠です。また、住民生活の安全安定に必須であるとともに、教育文化活動において豊かな地域社会の形成や人材育成に必要不可欠です。

そうしたことから、昆虫保護条例により保護されている昆虫を始めとした希少動植物の保護や生態系の維持や関係機関等と連携した調査に努め、次世代に繋げる豊かな自然環境の保全推進に努めます。また、県立自然公園に指定されているこの自然遺産の保護に努めます。

## **施策**

### **1. 自然環境の保全保護及び美化推進**

- (1) 生態系や環境に配慮した施策を推進します。
- (2) 森林自然公園等の整備を進めます。
- (3) ゴミのポイ捨てや不法投棄の撲滅に努めます。
- (4) リサイクル活動や環境教育の推進に努めます。
- (5) 地域の宝物を生かす施策を推進します。
- (6) 自然保護意識の普及啓発に努めます。
- (7) 無人島における自然環境の調査に努めます。
- (8) 屋久島及び奄美における自然保護活動、自然を活用した経済活動の取組みについて  
関係機関と連携した調査・研究をします。
- (9) 奄美等からのツアーにおいて、十島村の自然環境について周知を図ります。

### **2. 希少動植物の保護**

- (1) 保存会等の保護団体の育成・支援に努めます。
- (2) 十島村昆虫保護条例の周知と適切な運用を図ります。
- (3) 十島村の貴重な動植物について、学び、知るための取り組みを進めます。

## 第3章 産業振興

### 1. 土地利用

#### 現状と課題

##### ○ 土地利用の現状

全体面積	農業振興地域	山林原野	その他
10,136ha	3,838ha	5,297ha	1,001ha

##### ○ 農用地内訳

田	畠	樹園地	牧草放牧地
60ha	135ha	5 ha	712ha

- 農地は高齢者と村外地権者が大半を占め遊休農地が増えつつあります。
- 高齢者並びに村外地権者とも財産保有のための考えが強く、更に死亡した地権者においては親戚中に確認を取る必要があることから、迅速な農地の流動化が行えていない状況となっています。
- 農地の流動化・遊休農地の解消は第1次産業を振興する上で大きな課題であり、早急な対応が求められています。

#### 基本的方向

- 本村は、全体的に平坦な土地が少なく、小型離島特有の構成となっています。少ない土地を有意義に活用し、産業振興や定住促進に資するため、十島農業振興地域整備計画に基づき農地の流動化を図ります。
- 十島村農地流動化推進委員と連携し、遊休農地及び村誘致の流動化を図ります。
- 土地の所在を整理し、土地の有効利用に努めます。

#### 施策

1. 村有地を含む農地の流動化促進及び遊休土地の調査の実施と活用を促進します。
2. 各地域土地利用計画の見直しを行います。
3. 土地利用計画に基づき土地整理事業を計画します。
4. 住民施行または業者請負による農地開墾を図ります。
5. 農地流動化推進委員等を積極的に活用し、活用可能な農地の掘り起こし及び整備を図ります。
6. 計画的に地籍調査を進め、できるだけ早期の完了を目指します。

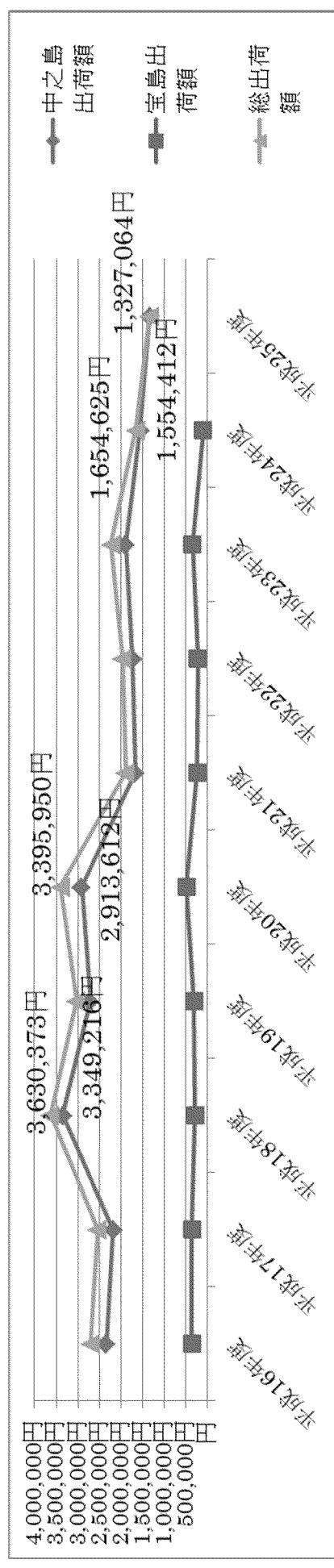
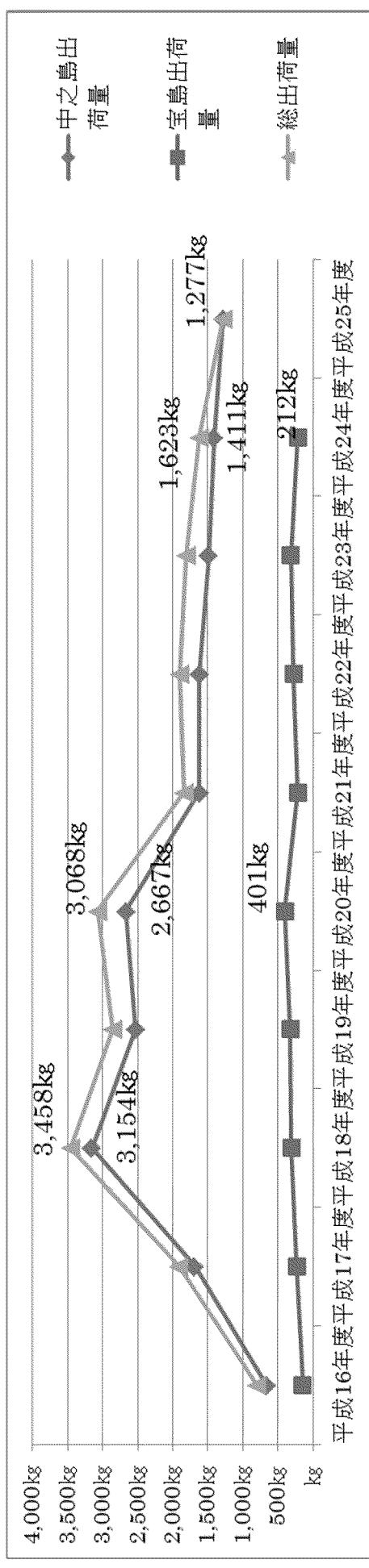
## 2. 農業

### 現状と課題

- 本村の農業は、温暖な気象条件を生かした「早出しひわ」「タンカン」などの果樹や「サンスペリア」「早出しぉきょう」などの園芸作物などを中心とした生産が行われ、地域特産物として定着しつつあります。
- 年々農業従事者の高齢化が進み、農業従事者の減少や島外への人口流出等で農業担い手の確保・育成と農業を主とする生活経営の確立が大きな課題となっています。
- 増加しつつある遊休農地の流動化を進め、優良農地の確保と基盤整備をはじめとした農業生産条件を整えることによる農業経営の規模拡大と生産コストの低減が求められています。
- 商品生産に対する意識が全般的に低い現状にありますが、各島に農業に取り組むU I ターン者が増えつつあり、チャレンジ精神の旺盛なこれら青壮年者を中心にハード、ソフト両面での支援をしながら、各島に適した島ぐるみの特産物の産地育成と高付加価値化を推進し、農林水産業による元気の出る島づくりを定着していくことが求められています。

【ビワ出荷実績】

区分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
中之島	出荷量	2,667 kg	1,619 kg	1,616 kg	1,487 kg	1,411 kg	1,277 kg
宝島	出荷量	2,913,612 円	1,660,840 円	1,731,640 円	1,887,220 円	1,554,412 円	1,327,064 円
合計	出荷額	3,395,950 円	1,895,970 円	1,961,660 円	2,231,240 円	1,654,625 円	1,327,064 円



## 基本的方向

- 温暖な気候条件を生かした果樹や園芸作物の生産振興に努め、点在する島々が連帶して安心して暮らせる地域農業を確立し、「元気の出る島づくり」を目指します。
- 優良農地の確保・流動化や基盤整備をはじめとした生産条件等を整え、生産性の高い農業を推進します。
- 担い手を確保・育成し、島ぐるみで新規就農者の自立支援に努めます。
- 島の自然条件を生かした新たな農産物や伝統産物、特産品の開発で、高齢者や女性の雇用創出に努めます。
- 恵まれた自然環境を活かして農林漁業者や民宿経営者等と連携した、グリーンツーリズムなどによる都市交流を促進し、島の魅力の発信と活性化に努めます

## 施策

1. 島の特性を生かした農業の振興
  - (1) 温暖な気候条件を生かした果樹や園芸作物の生産振興に努め、点在す島々が連帶して安心して暮らせる地域農業を確立し、「元気の出る島づくり」を目指します。
2. 高付加価値化農業の振興と雇用の創出
  - (1) 島の自然条件を生かした新たな農産物や伝統産物、特産品の開発で、高齢者や女性の雇用創出に努めます。
3. 新規就農者の確保・育成
  - (1) 担い手を確保・育成し、島ぐるみで新規就農者の自立支援に努めます。
4. 優良農地の確保と流動化の促進
  - (1) 優良農地の確保・流動化や基盤整備をはじめとした生産条件等を整え、生産性の高い農業を推進します。
5. 農道、灌水など農業基盤の整備
6. 都市交流による体験型農業の推進と島の活性化
7. 恵まれた自然環境を活かして農林漁業者や民宿経営者等と連携した、グリーンツーリズムなどによる都市交流を促進し、島の魅力の発信と活性化に努めます。
8. 環境にやさしい農業を推進します。
9. 農業振興計画を基本とした農業振興を進めています。
10. 流通販売の促進を図ります。

### 3. 畜産業

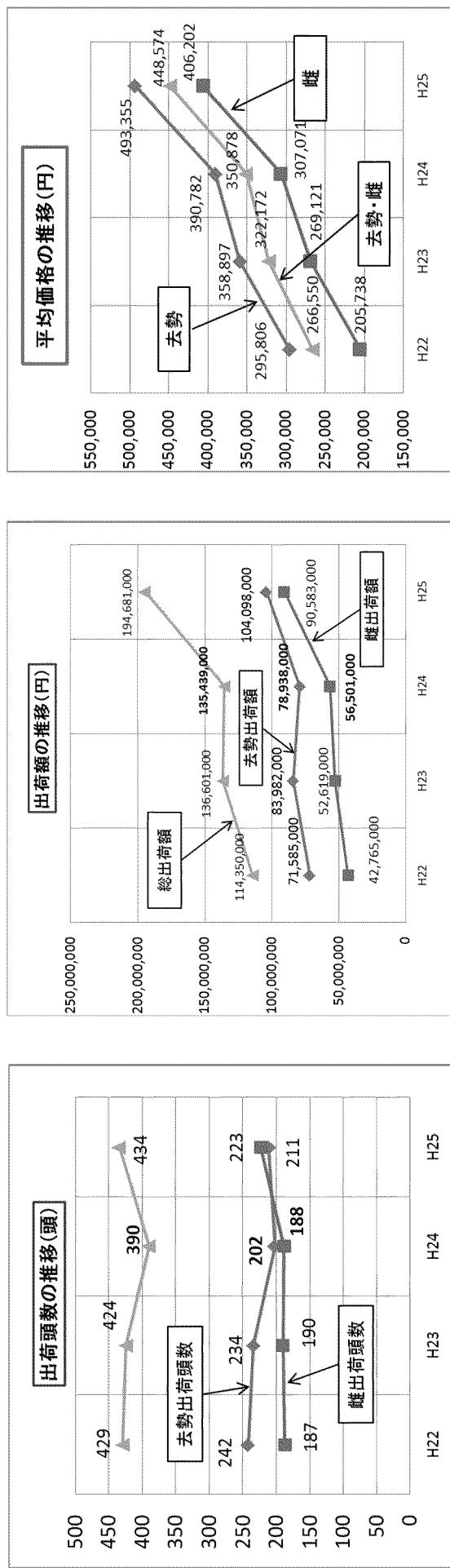
#### 現状と課題

- 温暖な気候と広大な牧野を利用した周年放牧による飼養形態を取っており、自然環境の保全や良好な景観の形成機能を果たしています。また、本村の農業生産額の大半を占めており、基幹産業としての役割を担っています。現在は年間約400頭の子牛を出荷しており、子牛価格は、未登録牛の淘汰及び繁殖雌牛の改良、人工授精が進んだこともあります。本土との価格差もかなり小さくなっています。近年では、全国和牛能力共進会、県畜産共進会、県内の枝肉共励会に本村生産牛が出品されるなど購買者からの評価も上がっています。
- 周年放牧体系による母牛の飼養管理コストが低く抑えられる点や足腰の強い牛が育つなどの利点はありますが、市場の価格変動、飼料の高騰及び粗飼料等の村外からの購入による経営コストの嵩みから、農家経営は厳しい状況に変わりはありません。
- 平成24年2月に任意組織であったトカラ畜産組合を法人化し、共同出荷販売体制をスタートさせたところですが、農家の高齢化による離農者が急速に増えており、子牛の出荷頭数及び売上額はピーク時の1／2程度にまで落ち込んでいる状況です。
- 法人化されたトカラ畜産組合については、収益業務が制限されていることもあります。子牛の出荷頭数が増えていかなければ手数料収入も見込めず、組合の経営は息詰まることが考えられます。このため、今後は、いかに後継者を増やしていくかが、十島村の将来の畜産を考える上で最大の課題となっています。特に担い手の育成と新規参入者の確保に努め、農家数及び飼養頭数の増加を図る必要があります。
- その他、繁殖雌牛の飼養頭数に対しての、年間の出荷率が悪い（分娩間隔が長い）状況であり、経営上大きなマイナス要因となっていることから、人工授精技術の向上、発情をしっかりと見極めるための個々の農家のきめ細やかな管理、飼養技術の向上に努め、出荷頭数の増加による所得の向上を目指す必要があります。
- 本村においては、様々な課題から家畜共済制度への加入がなされていない状況にあります。十島村の牛の財産的価値も大きく向上しており、死亡した場合の農家の損害はとても大きなものです。このため、育成牛の舍飼の徹底化や牧場の危険箇所の解消に努めるとともに、家畜共済制度への加入実現を目指す必要があります。

【平成22年度～25年度 十島村子牛セリ市状況 (評価牛・自家保留牛を除く)】

登記・無登記計

年度	出荷頭数 (頭)			販売金額 (千円)			平均価格 (千円)
	去勢	雌	合計	去勢	雌	合計	
平成22年	242	187	429	71,585,000	42,765,000	114,350,000	295,806
平成23年	234	190	424	83,982,000	52,619,000	136,601,000	358,897
平成24年	202	184	386	78,938,000	56,501,000	135,439,000	390,782
平成25年	211	223	434	104,098,000	90,583,000	194,681,000	493,355



## 基本的方向

- 本村の畜産業は、基幹産業としての役割を担っています。今後もさらに自然と共生した畜産の振興を進めてまいります。そのため、農事組合法人トカラ畜産組合とも連携し、飼養管理の適正化及び経営コストの削減に努め、商品性の高い子牛出荷を目指します。

## 施策

### 1. 農家の高齢化・後継者不足・農家戸数減少への対応

- (1) 後継者育成を目的とした研修施設の整備を図ります。
- (2) 共同利用家畜保護施設、機械倉庫、機械等の整備を図り、U I ターン者が畜産に取り組みやすい環境整備を進めます。
- (3) 村内における子牛の預託制度（キャトサービス）を検討、実施し、高齢化に対応します。
- (4) 体験制度を進め、労働力不足及び後継者の確保に努めます。
- (5) 母牛の確保等に対する支援を行ない、U I ターン者が負担の少ない、持続可能な就業につなげます。
- (6) 増頭対策を行なう農家に対し、指導、支援を積極的に行ないます。

### 2. 品質の向上及び人工授精技術等の向上

- (1) 薬剤を利用し、ダニをはじめとした吸血昆虫の撲滅に向け、農家全体で足並みをそろえて努めます。また、一定の成果を上げるまでの間、薬剤購入に対する支援等を行ないます。
- (2) 法令を遵守し、牛舎及びフェリー等における防疫対策を進めます。
- (3) 家畜保健所等とも連携し、家畜衛生研修を実施します。
- (4) 自然交配を無くし、全島人工授精に切り替えます。
- (5) 人工授精師の確保に努めるとともに、研修等を実施し、技術及び受精率等の向上に努めます。
- (6) 人工授精師資格取得者に対し、資格取得に関する経費の支援及び器具の貸与等の支援を行ないます。
- (7) 繁殖雌牛の更新を進め、家畜改良を更に推進します。
- (8) 淘汰事業を更に進め、登記率100%を実現します。

### 3. 家畜共済制度の実現

- (1) 家畜共済制度を実現します。

### 4. 放牧管理（牧野改良・管理道路整備）と飼養管理技術の向上

- (1) 牧野改良を進めます。また、必要に応じて牧道の整備を行ないます。
- (2) 国庫補助事業の再開を実現し、基盤整備を図ります。
- (3) 給水タンクの整備など、牛の飲用水の確保に努めます。
- (4) 村内の木竹材を活用し、敷料製造を進め、経営コストの削減に努めます。
- (5) 子牛の飼養管理の統一化をはじめとした十島村版の飼養マニュアルを作成します。
- (6) 牧野の利用状況調査（利用・未利用面積の確認及び危険個所の把握など）を行ない、牧野の有効活用を図ります。

## 5. 市場出荷体制の確立

- (1) 農事組合法人トカラ畜産組合とも連携し、搬入日からセリ当日までの飼養管理体制の適正化を図ります。
- (2) ストレスの少ない、また安全輸送のための、牛コンテナ及び飼料輸送用コンテナの整備を図ります。
- (3) 本土一時係留施設のあり方について、再検討します。

## 6. 粗飼料の確保

- (1) 耕種農家との連携を図り土地の有効利用を促進します。
- (2) 冬場の粗飼料対策（島内での乾燥草つくり）を進めます。また、国庫補助事業等を活用し、採草地の拠点作りを進め、畜産農家以外のU I ターン者を中心とした組織が生産販売できる体制づくりも同時に進めます。
- (3) 村単補助事業、産業振興資金等により、農業用施設及び機械整備のための支援を行ない粗飼料等の確保に努めます。
- (4) 海上輸送コスト低減に向けた支援を行ないます。

## 7. 農事組合法人トカラ畜産組合の体質強化

- (1) 農事組合法人トカラ畜産組合とも連携し、経営診断等、各農家の経営状況を的確に把握し、適切な指導体制を図ります。
- (2) 村が行なうべき事業、農事組合法人トカラ畜産組合が行なうべき事業を明確にし、村畜産担当が持つ業務を組合に委託できる部分は積極的に委託し、組合の経営の安定化と村畜産担当が農家と顔を合わせる機会を増やしていきます。
- (3) 農事組合法人トカラ畜産組合の経営状況に応じ、必要な支援を行なうとともに、農家戸数の確保、出荷頭数の増加に向けた取組みについて検討協議していきます。

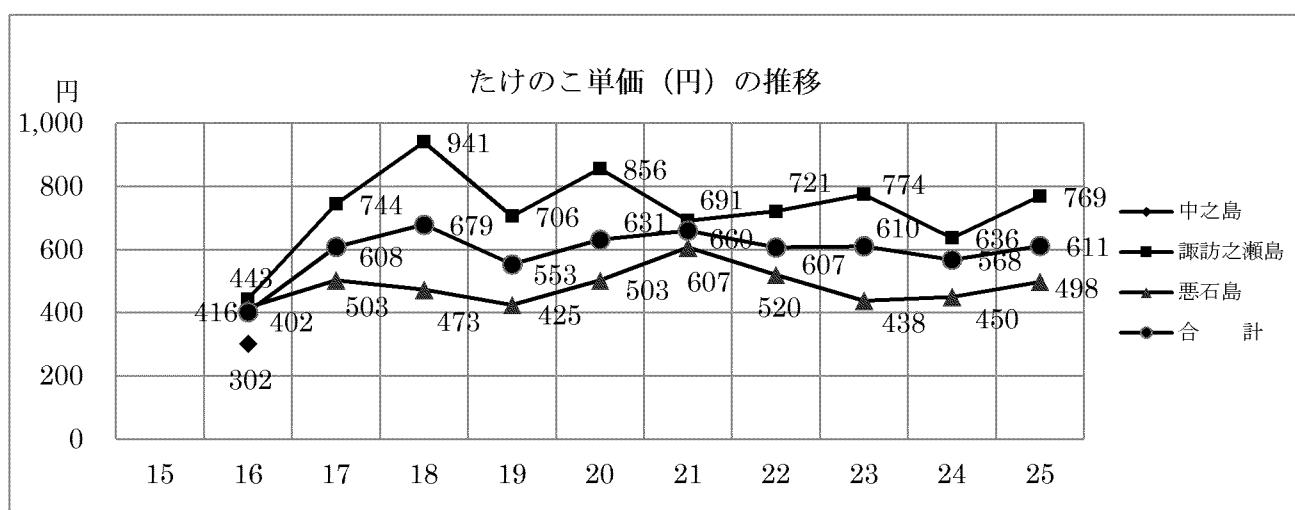
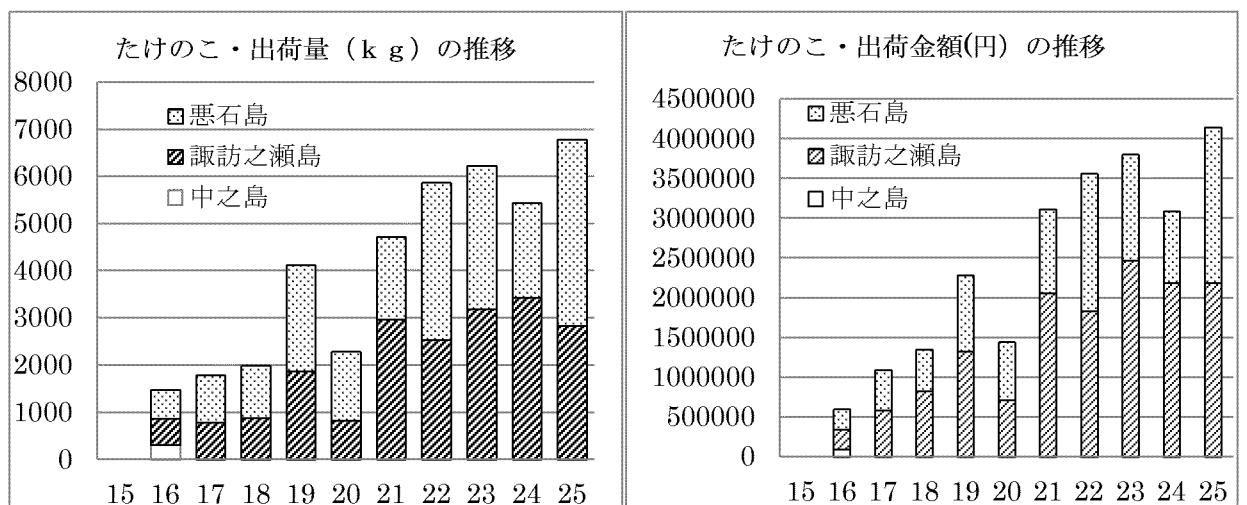
#### 4. 林業

##### 現状と課題

- 本村の所有する森林は面積が 6, 966 ha で、このうち人工林面積は 400 ha で人工林率は約 6 % と低く、森林面積の約 61 % が天然林で 22 % が粗悪林となっています。
- 山林は経済林としては価値が低いものの、未利用のまま原生林が残る数少ない地域であり、野鳥の休息地として貴重な地域となっています。
- 森林整備を促進する上で必要不可欠な林道整備は、昭和 30 年度から林道開設事業を開始し、9 路線 33, 511 km が整備され、舗装事業を昭和 47 年度より開始しています。舗装率は 67.2 % にとどまっており、未舗装区間が多く、降雨等による荒廃が著しく、舗装整備を急ぐ必要があります。
- 特用林産物として、タケノコ、シイタケ、きくらげを生産していますが、シイタケ及びきくらげについては、自家消費又はわずかの販売のみです。
- 特用林産物の中心は、現在、諏訪之瀬島及び悪石島において出荷販売されている大名タケノコです。出荷量及び出荷額は年々増加傾向にあり、諏訪之瀬島においては収穫時期が早いことから、初出荷時はキロ単価 1, 300 円という高額で取引されています。一方、25 年度の村全体の平均キロ単価が 769 円となっているのに対し、諏訪之瀬島から収穫時期が 1 か月ほど遅れる悪石島は、平均出荷額が 498 円と大きく下がっています。また、他島において、タケノコは収穫できるが悪石島以上に時期が遅く収穫量も少ないため、出荷には至っていません。今後、竹林改良等による生産量の増加及び出荷額の増加、また、新たな加工品の開発を行い、出荷の安定化を図ることが必要です。

【大名たけのこ出荷実績】

年 度	中之島			諏訪之瀬島			悪石島			合　計		
	出 荷 量 (kg)	販 売 額 (円)	単 価 (円/kg)									
16	310	93,705	302	554	245,210	443	618	257,200	416	1,482	596,115	402
17				784	583,250	744	1,012	509,000	503	1,796	1,092,250	608
18				876	823,900	941	1,114	526,730	473	1,990	1,350,630	679
19				1,876	1,323,800	706	2,246	954,800	425	4,122	2,278,600	553
20				830	710,200	856	1,456	731,786	503	2,286	1,441,986	631
21				2,970	2,053,120	691	1,748	1,060,282	607	4,718	3,113,402	660
22				2,540	1,831,200	721	3,328	1,729,200	520	5,868	3,560,400	607
23				3,192	2,470,755	774	3,034	1,329,195	438	6,226	3,799,950	610
24				3,430	2,182,855	636	2,008	903,630	450	5,438	3,086,485	568
25				2,840	2,182,740	769	3,944	1,963,710	498	6,784	4,146,450	611



## 基本的方向

- 森林は、木材供給の場であるとともに、森林の持つ地球環境の保護、水資源の確保、国土の保全、保健休養などの多面的な機能を有しており、森林の公益的機能に対する期待は大きくなっています。
- 平成26年4月に制定される注十島村森林整備計画に基づき、森林の整備を推進し、森林の有する諸機能を発揮させるため、多様な森林整備を進めていきます。
- 林道事業については、災害防止と森林の維持管理に努め、環境保護や自然環境を重視した事業を推進します。
- 特用林産物については、竹林の改良によるタケノコの生産量の増加及び出荷額の増加、加工品の開発による出荷の安定化を図るとともに、櫟、シキミ等の新たな林産物の生産販売を目指していきます。

注：十島村森林整備計画

森林が公益的機能の発揮のために適切に森林整備を推進していくとともに、森林を活用する林道等の路網整備を積極的に実施することを目的として立てられた計画のこと。なお、計画の期間は平成26年度から平成35年度まで。

## 施策

### 1. 自然に優しい森林の保護

- (1) 治山事業を促進します。
- (2) 水源かん養の機能の発揮に努めます。
- (3) 土砂流出・崩壊の防止に努めます。
- (4) 他地域に誇れる巨木の保護及び指定に努めます。

### 2. 自然を活かした林道の整備

- (1) 林道舗装事業の促進

### 3. 特用林産物の生産促進

- (1) 竹林改良を促進し、特用林産物の生産の増大及び品質の向上に努めます。
- (2) 加工品の開発を促進し、出荷の安定化に努めます。
- (3) 櫟、シキミ等の新たな林産物の導入を行ない、生産、出荷、販売体制を整えます。

## 5. 水産業

### 現状と課題

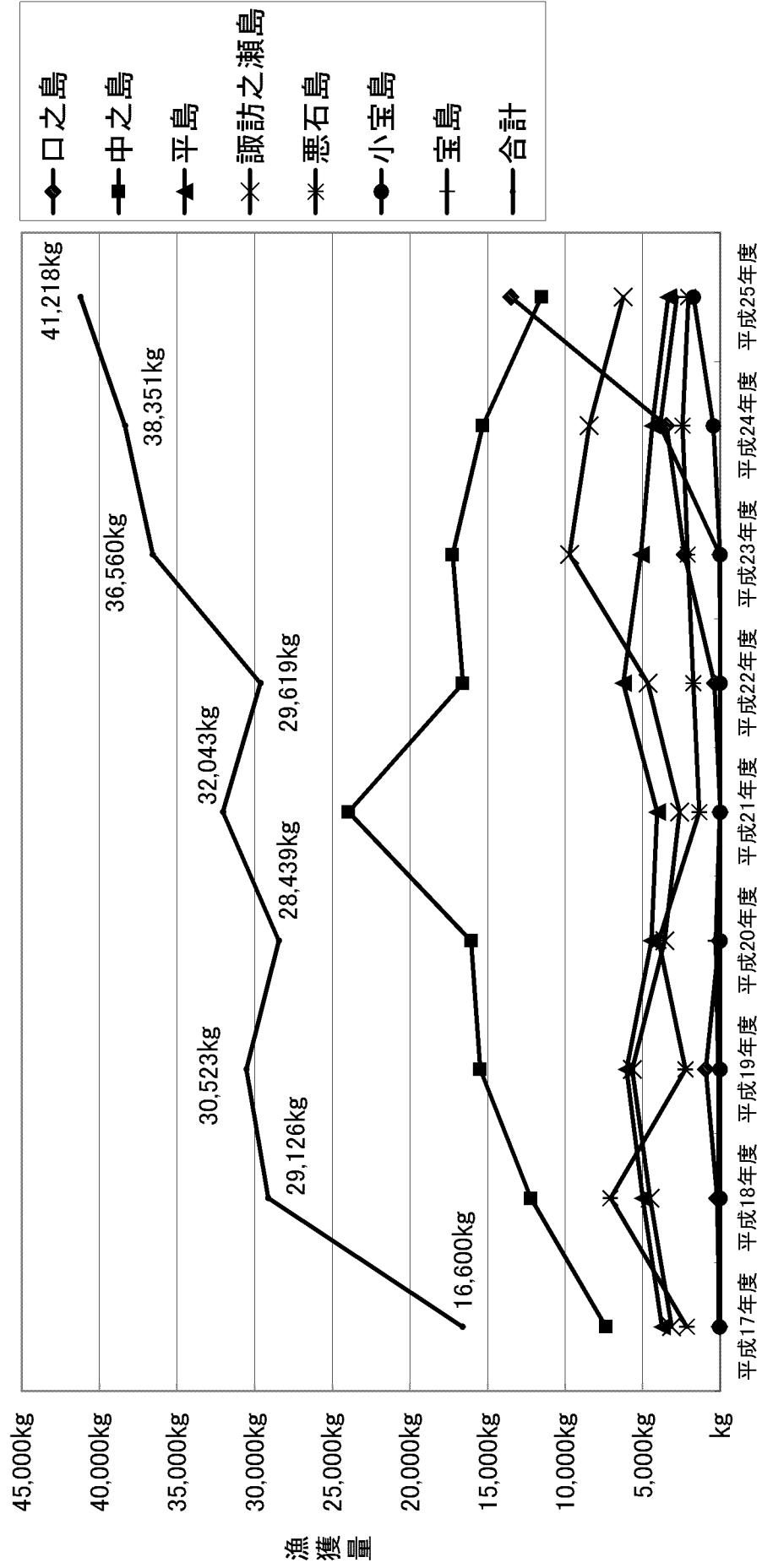
- 本村は、四方を海に囲まれ、漁場としては好条件が整っているが、周辺海域は波が荒く、夏季は台風の常襲地帯、冬季は季節風の影響により出漁が制約される事が多く、年間を通して安定的な漁を行うことが出来ません。そのため、漁業専業就業者が少なく漁獲高が上昇しないのが現状です。
- 近年では、燃料の高騰、原発による風評被害、就労者の減少、鮮魚価格の低迷、資源の減少など、本村の水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 本村は良好な魚場を有していますが、水揚げされた鮮魚は本村定期船の運航に左右される出荷体系が影響し、鮮度劣化を招くため、本土で当日水揚げされた鮮魚と比べ、鮮魚価格が安価となってしまいます。また、出荷運賃などの経費が嵩んでしまうこと、漁業就業者の高齢化などが挙げられます。
- 担い手の育成と新規参入者への研修制度を確立し、専業漁家の育成に向けた条件を整備したうえでリーダーの育成に努める必要があります。また、急速凍結機等の新技術を効率的に活用し輸送コストの削減や付加価値を付けて販売する必要があります。

十島村漁協漁獲高・漁獲量 組合員数：H25=32名

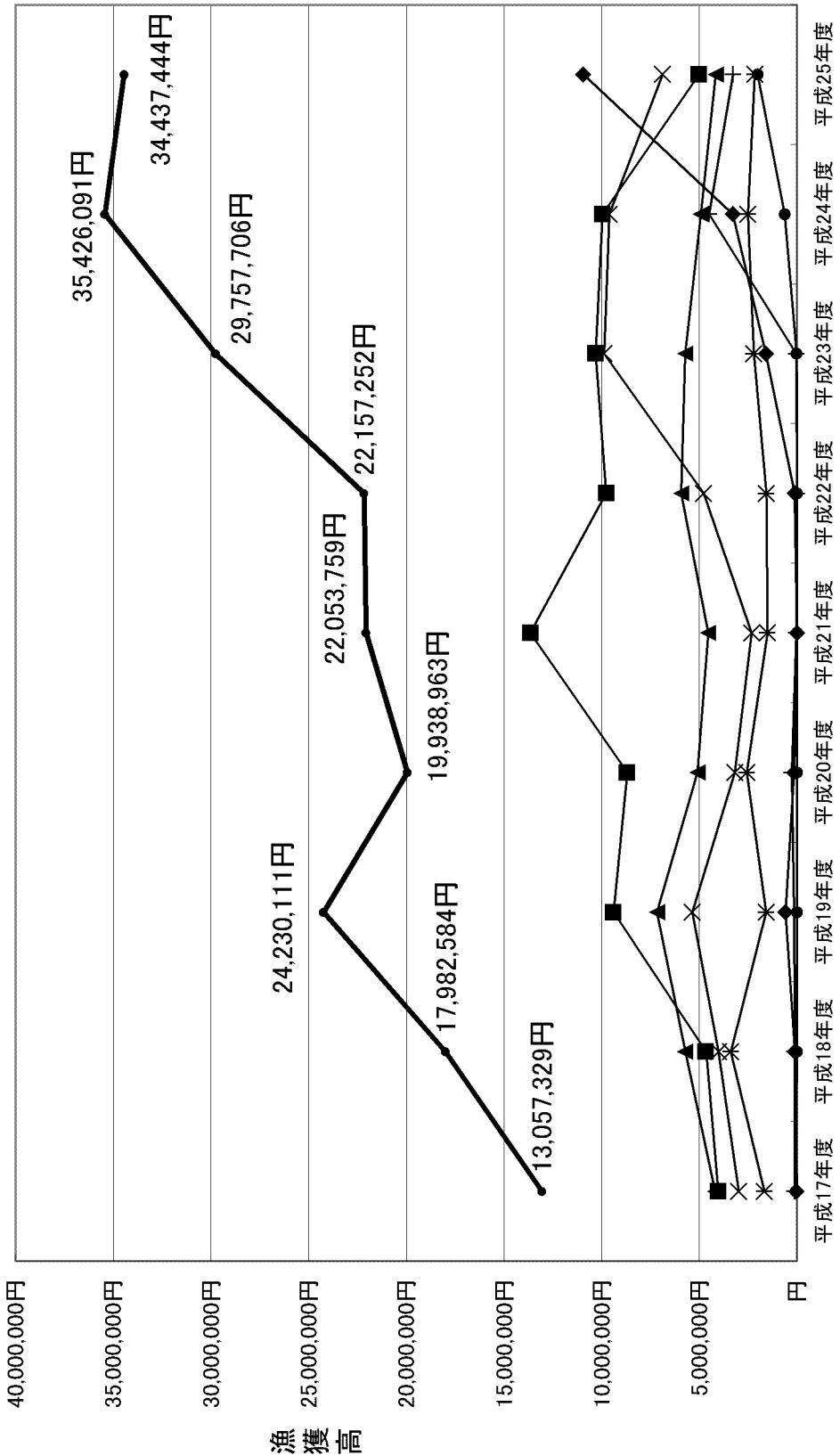
(注) 平成25年度の漁獲高の数値は(株)山口水産の仕入れ額  
(11,882,124円)を含まない数値である。

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均
口之島	漁獲量 (kg)	—	378 kg	2,318 kg	3,465 kg	13,489 kg	4,912 kg
	漁獲高 (円)	—	119,872円	1,591,337円	3,280,539円	10,940,356円	3,983,026円
中之島	漁獲量 (kg)	23,951 kg	16,588 kg	17,242 kg	15,302 kg	11,522 kg	16,921 kg
	漁獲高 (円)	13,644,180円	9,764,295円	10,302,430円	9,963,384円	5,012,962円	9,737,450円
平島	漁獲量 (kg)	4,082 kg	6,257 kg	5,120 kg	4,380 kg	3,363 kg	4,640 kg
	漁獲高 (円)	4,547,839円	5,923,678円	5,718,326円	4,925,181円	4,159,470円	5,054,899円
諏訪之瀬島	漁獲量 (kg)	2,622 kg	4,663 kg	9,717 kg	8,447 kg	6,254 kg	6,341 kg
	漁獲高 (円)	2,317,737円	4,779,218円	9,873,820円	9,607,842円	6,883,976円	6,692,519円
恵石島	漁獲量 (kg)	1,357 kg	1,733 kg	2,100 kg	2,434 kg	2,058 kg	1,936 kg
	漁獲高 (円)	1,513,635円	1,570,189円	2,210,233円	2,517,634円	2,161,648円	1,994,668円
小宝島	漁獲量 (kg)	—	—	—	10 kg	446 kg	1,728 kg
	漁獲高 (円)	—	—	26,069円	631,162円	2,011,261円	328,616円
三宅島	漁獲量 (kg)	31 kg	—	53 kg	3,877 kg	2,803 kg	1,691 kg
	漁獲高 (円)	30,368円	—	35,491円	4,500,349円	3,267,771円	1,958,495円
合計	漁獲量 (kg)	32,043 kg	29,619 kg	36,560 kg	38,351 kg	41,218 kg	35,558 kg
	漁獲高 (円)	22,053,759円	22,157,252円	29,757,706円	35,426,091円	34,437,444円	28,766,450円

## 十島村漁協漁獲量



## 十島村漁協漁獲高



## 十島村漁業 主要魚種別

### 漁獲量

平成 22 年度													
	本キン メ	平キン メ	サワラ	ほた	黄ほ た	チビキ	タルメ	赤バ ラ	マ ツ	シビ	ムツ	カツオ	小計
魚市	951 kg	282 kg	1,219 kg	231 kg	14 kg	1,629 kg	312 kg	637 kg	306 kg	82 kg	1,463 kg	295 kg	7,421 kg
漁連	kg	267 kg	1,701 kg	80 kg	54 kg	98 kg	8,874 kg	3 kg	60 kg	4,897 kg	3,460 kg	144 kg	19,638 kg
合計	951 kg	549 kg	2,920 kg	311 kg	68 kg	1,727 kg	9,186 kg	640 kg	366 kg	4,979 kg	4,923 kg	439 kg	27,059 kg

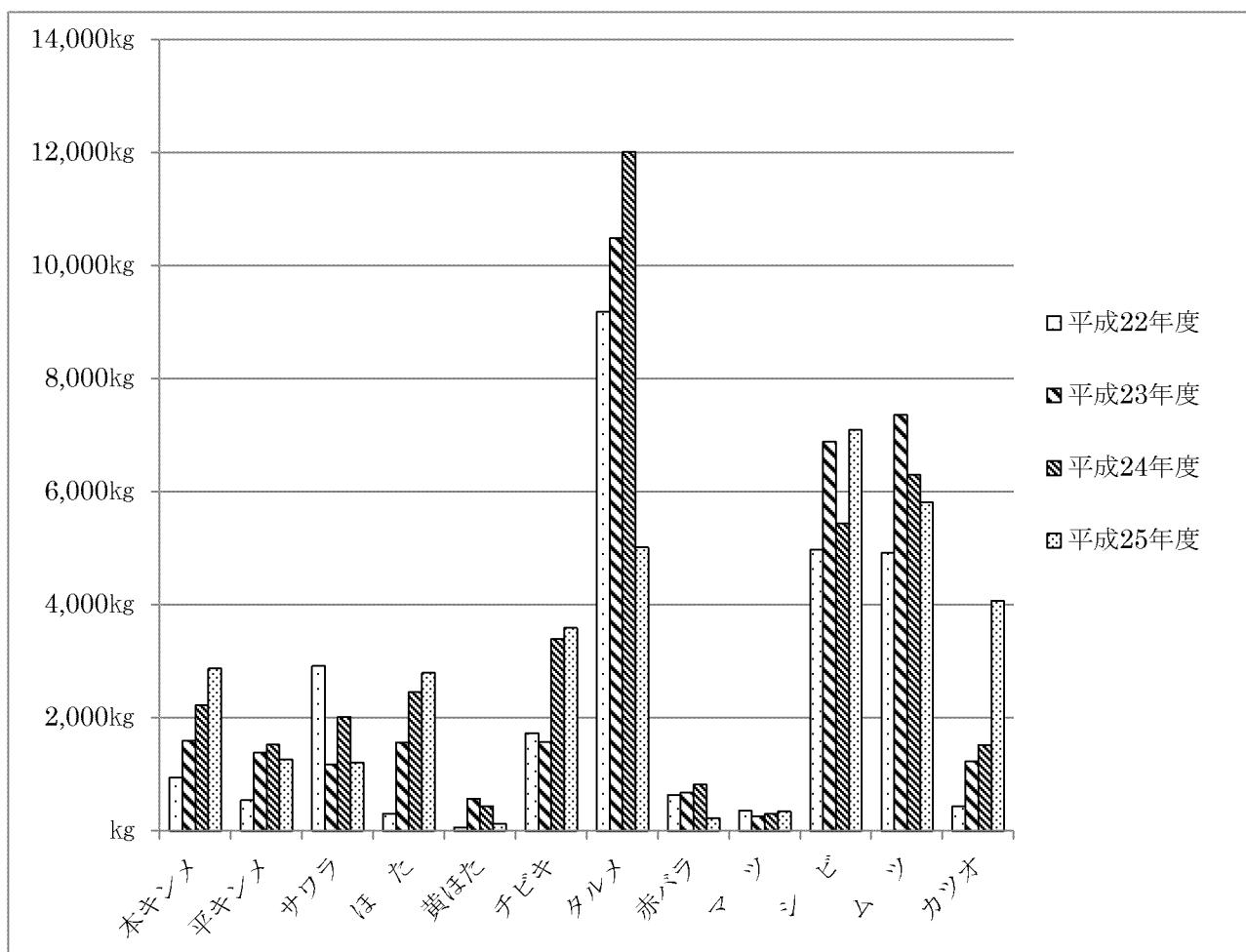
平成 23 年度													
	本キン メ	平キン メ	サワラ	ほた	黄ほ た	チビキ	タルメ	赤バ ラ	マ ツ	シビ	ムツ	カツオ	小計
魚市	906 kg	1,152 kg	442 kg	1,436 kg	249 kg	1,362 kg	886 kg	189 kg	218 kg	236 kg	1,188 kg	744 kg	9,008 kg
漁連	693 kg	243 kg	740 kg	136 kg	329 kg	216 kg	9,610 kg	489 kg	41 kg	6,652 kg	6,181 kg	487 kg	25,817 kg
合計	1,599 kg	1,395 kg	1,182 kg	1,572 kg	578 kg	1,578 kg	10,496 kg	678 kg	259 kg	6,888 kg	7,369 kg	1,231 kg	34,825 kg

平成 24 年度													
	本キン メ	平キン メ	サワラ	ほた	黄ほ た	チビキ	タルメ	赤バ ラ	マ ツ	シビ	ムツ	カツオ	小計
魚市	938 kg	1,420 kg	890 kg	2,458 kg	382 kg	3,163 kg	1,753 kg	393 kg	298 kg	360 kg	1,720 kg	1,137 kg	14,912 kg
漁連	1,287 kg	112 kg	1,135 kg	4 kg	61 kg	234 kg	10,264 kg	436 kg	6 kg	5,085 kg	4,588 kg	388 kg	23,600 kg
合計	2,225 kg	1,532 kg	2,025 kg	2,462 kg	443 kg	3,397 kg	12,017 kg	829 kg	304 kg	5,445 kg	6,308 kg	1,525 kg	38,512 kg

平成 25 年度													
	本キン メ	平キン メ	サワラ	ほた	黄ほ た	チビキ	タルメ	赤バ ラ	マ ツ	シビ	ムツ	カツオ	小計
魚市	696 kg	1,064 kg	192 kg	2,533 kg	63 kg	3,149 kg	820 kg	67 kg	339 kg	62 kg	2,082 kg	632 kg	11,698 kg
漁連	1,890 kg	50 kg	184 kg	53 kg	2 kg	165 kg	3,359 kg	168 kg	1 kg	2,281 kg	2,929 kg	140 kg	11,221 kg
山口 水産	291 kg	160 kg	840 kg	213 kg	68 kg	282 kg	841 kg	kg	10 kg	4,757 kg	804 kg	3,302 kg	11,568 kg
合計	2,878 kg	1,274 kg	1,216 kg	2,799 kg	133 kg	3,596 kg	5,020 kg	234 kg	349 kg	7,100 kg	5,815 kg	4,074 kg	34,487 kg

平成 25 年度			アラ	シイラ	イナゴ	ツンブ リ	シマ アジ	ネイゴ	ヤガラ	赤ボ ウ	たか ば	アラカ ブ	金魚	ホタル	小計
魚市	56 kg	24 kg	146 kg		kg	2 kg		4 kg	3 kg	71 kg	31 kg	791 kg	98 kg	89 kg	1,314 kg
漁連	18 kg	15 kg		kg	7 kg	-	-	-	-	-	112 kg	-	-	-	152 kg
山口 水産	-	277 kg	-	-	-	-	-	-	-	13 kg	-	-	-	-	289 kg
合計	74 kg	315 kg	147 kg	7 kg	2 kg	4 kg	3 kg	83 kg	143 kg	791 kg	98 kg	89 kg	1,756 kg		

平成 25 年度			その他	小計
	むき皮 はぎ	キメジ		
魚市	7 kg	14 kg	263 kg	284 kg
漁連	-	-	105 kg	105 kg
山口 水産	-	-	18 kg	18 kg
合計	7 kg	14 kg	385 kg	407 kg



## 基本的方向

○ 良好的な漁場を要しながら生かしきれない根本的な課題の探求し、基盤整備の促進・漁法の研究・若手専業者の確保・担い手の育成等を促進する必要があります。また、獲る漁業から付加価値を増大する鮮度保持・出荷・水産加工技術の習得等の体制を強化し基幹産業として育成していく必要があります。さらに、本村近海の資源を活用し運用することにより確固たる漁業組織を組織する必要があります。

## 施策

### 1. 漁場の育成・有効活用

- (1) 海況情報等の発信活用（IT利用）を図ります。
- (2) イセエビの養殖を検討します。
- (3) 新しい漁法について調査研究します。
- (4) 島外漁船等の呼び込みを促進し、本村漁家との交流促進及び情報交換を促進します。
- (5) 民宿等と連携したブルーツーリズム（見せる漁業「ダツ漁・飛び魚漁・追い込み網漁など」）を促進します。
- (6) 水産資源を活かした特產品づくりを進めます。
- (7) 魚附山の整備を促進します。

### 2. 後継者の育成

- (1) 担い手・新規参入者の育成確保に努めます。
- (2) 漁業研修による資質の向上に努めます。

### 3. 出荷体制の確立

- (1) 底もの等の高級魚の流通体制の確立を目指します。
- (2) 季節に応じた流通体制の確立を目指します（いけす等を活用）。
- (3) 急速凍結機等の新技術を活用し、流通体制の確立を目指します。
- (4) 離島のハンディ部分である輸送コスト等に対する支援を継続します。

### 4. 海洋資源の活用

- (1) 宝石サンゴの採取を促進します。
- (2) その他海洋資源の活用方法について調査、検討します。

### 5. 施設等の整備

- (1) 必要に応じて、水産加工施設、製氷施設、冷凍冷蔵施設を整備します。
- (2) 村単補助事業、産業振興資金等により、漁船・漁業施設及び機械器具整備のための支援を行ない経営の安定化を支援します。

## 6. 企業誘致

(1) 急速冷凍技術等の新技術を活用し、生産、加工、販売ができる企業を誘致し、水産振興及び雇用の確保につなげます。

## 6. 商工業

### 現状と課題

- 商店は口之島2軒・中之島1軒・平島2軒・諏訪之瀬島0軒・悪石島1軒・宝島1軒であり、いずれも日用品の販売が主となっています。終日開店している商店はほとんどなく超小規模店であります。人口も減少し、高齢化が進展する中、購買力も年々低下し、それに伴い販売額も減少しています。
- 観光振興を推進する上で、農業・水産業等、特産品の販売を兼ねた商店が必要であり、終日開店に向けた環境整備を進め、地域振興の活力源とする必要があります。
- 工業については、特産品の製造者が増えてきており、高い評価を得られるようになってきていますが、安定した出荷を行うために生産量を増やす必要があります。又、塩等の海洋資源を利用した企業誘致についても検討する必要があります。
- 生活物資その他、船運賃が住民の大きな負担となっており、現在、食料品のみの運賃支援を試験的に実施しているが、燃料を含む、生活物資等全般にかかる運賃支援が求められます。

### 基本的方向

- 住民や旅行者の利便性を高めるための取組みを積極的に進めます。
- 船運賃の負担軽減により定住人口の確保に努めます。
- 流通形態が脆弱なため、加工品などの特産品を積極的に開発・販売し、収入の確保に努めます。
- インターネットによる消費が増加傾向にあるなど、消費活動の形態も多様化していることから、消費者保護に努めます。

### 施策

#### 1. 売店の充実による利便性の向上

- (1) 定期船内の売店の充実整備や商店に対する支援策を検討し、住民や旅行者の利便性を高めます。

#### 2. 船運賃負担の軽減

- (1) 食料品に対する船運賃負担の軽減に努めます。
- (2) 生活物資全般に係る船運賃負担の軽減に努めます。

#### 3. 特産品の販売促進

- (1) 特産品の販売促進に努めます。

(2) 新たな特産品の開発及び生産量増加を図るため加工施設及び流通体系の整備の充実を図ります。

#### 4. 消費者保護

(1) 消費者被害を食い止めるための啓発活動を積極的に行ないます。

(2) 誰もが安心して買い物ができる環境づくりに努めます。

## 7. 観光

### 現状と課題

- 島の観光は、天候や交通手段といった外的要因に左右される反面、地域の文化、歴史資源の活用により大きく伸びる可能性があります。
- 多様な農林水産物を活用したグリーンツーリズムやブルーツーリズム等自然と共生する観光の展開に大きな可能性を秘めています。
- 観光客のニーズを的確にとらえたサービスの提供、接客マナーの向上等総合的戦略的な取り組み・受入体制の整備が求められています。
- 新幹線効果による誘客及びフェリーとしま全便名瀬便化による奄美との交流促進を進めるとともに、県内外への情報発信を強化する必要があります。

### 基本的方向

- 自然と共生し、スローライフ・スローフーズのスタイルで人々の癒しの場となるような観光の創出に努めるとともに、観光客に対する“おもてなしの心”が隅々で感じ取れる十島ならではの観光における価値観を造りあげます。
- 離島の持つ海洋気候や固有の自然環境は、独自の文化や島ならではのホスピタリティとあいまって総合的な癒しの空間を形成していることから、保養や健康づくりの場として活用を図っていきます。

### 施策

#### 1. 自然を活かした観光の推進

- (1) 自然と調和した観光施設の整備を図ります。
- (2) 体験型観光（ツアー）の推進を図ります。
- (3) フェリーとしま代理店等と連携し観光メニューの創出に取り組みます。
- (4) 奄美と十島間のツアー等の造成を図ります。

#### 2. 人材育成

- (1) 観光ガイドの育成を図ります。

#### 3. 受入れ体制の整備

- (1) 観光協会の設立を検討します。
- (2) 新たな雇用の受け皿組織によるガイド体制の整備を図ります。
- (3) レンタサイクル等、島内での移動手段を確保します。

- (4) 観光案内看板を整備します。
- (5) 定期的に民宿研修を実施します。
- (6) 民宿等宿泊施設の後継者育成及び施設の整備を支援します。
- (7) 団体ツアーや等のツアーチケット料金等の一部助成等を検討します。
- (8) 奄美との観光客等誘致に向けた協議を定期的に開催します。
- (9) 列島マラソン大会に続く、観光・交流イベントを創出します。

#### 4. 情報発信

- (1) テレビ番組等のタイアップや、イベントにおけるメディアの誘致を積極的に行ないます。
- (2) 村のホームページの更なる充実を図ります
- (3) 村内在住者や友好島民による十島村の魅力発信に努めます
- (4) 観光カレンダー、その他観光客誘致につながるアイテムを制作し、村の広報宣伝をします。
- (5) 観光PRビデオ等を制作します。

## 第4章 定住促進

### 1. 定住促進

#### 現状と課題

- 本村の人口は、少子高齢化に伴う過疎化により年々人口減少が進んでおりましたが、様々な人口対策の取組みによりここ数年人口は増加傾向にはあります。村内に高等学校がないことや、島に働く職場がないことが人口減の大きな要因です。高齢化率はここ数年下がってきていますが、依然高い状況が続いています。
- 国立人口問題研究所の試算では、2035年の十島村の人口数は492人となっており、更なる人口対策を講じなければ人口の増加は見込めません。そのため、U I ターン者の受け入れのため、新たな定住促進施策や働く場の創出と住環境の整備が必要です。

島名	区分	昭和25	昭和30	昭和35	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	昭成7	昭成12	昭成17	昭成22	昭成23	昭成24	昭成25	昭成26	
		1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014
人口	男	343	264	261	210	171	146	114	83	92	87	66	69	54	58	58	63	
	女	377	284	272	222	180	145	105	91	94	86	59	69	62	62	59	63	
	計	720	548	533	432	351	291	219	174	183	177	173	125	138	116	120	117	126
世帯数		146	108	115	111	105	109	114	95	92	97	83	89	79	81	80	78	
人口	男	525	478	518	292	234	163	115	109	103	100	102	100	78	73	78	81	88
	女	514	450	506	294	249	184	124	118	111	97	81	78	65	63	62	62	67
	計	1,039	928	1,024	586	483	347	239	227	214	197	183	178	143	136	140	143	155
世帯数		214	208	237	159	148	124	105	108	105	101	105	92	85	86	86	90	89
人口	男	34	31	23	19	22	28	26	28	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	女	28	26	26	28	28	26	26	28	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	計	62	57	51	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
世帯数		15	12	13	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
人口	男	102	102	87	69	52	46	44	52	39	47	45	45	42	35	38	40	39
	女	89	101	93	72	55	54	38	42	35	38	39	33	39	31	27	27	30
	計	191	203	180	141	107	100	82	94	74	85	84	78	81	66	65	67	69
世帯数		29	34	36	30	37	32	36	38	37	41	37	41	44	39	37	38	38
人口	男	49	45	35	30	28	37	34	23	26	42	41	28	34	35	33	32	38
	女	46	45	36	26	19	28	42	35	33	29	33	25	18	24	25	31	33
	計	95	90	71	56	47	65	76	58	59	71	74	53	52	59	58	63	71
世帯数		21	18	14	12	21	23	33	23	25	36	33	28	30	30	30	34	36
人口	男	85	93	90	79	67	50	43	35	37	39	42	43	37	27	26	27	26
	女	88	89	88	79	71	48	34	25	30	32	38	41	35	31	33	30	29
	計	173	182	178	158	138	98	77	60	67	71	80	84	72	58	59	57	55
世帯数		33	37	36	33	34	32	33	27	34	42	44	47	43	33	33	31	32
人口	男	45	44	33	22	25	14	13	10	26	27	22	24	33	29	31	27	30
	女	44	46	38	29	23	10	12	10	20	21	21	28	21	29	30	28	27
	計	89	90	71	51	48	24	25	20	46	48	43	52	54	58	61	55	57
世帯数		22	18	19	13	14	11	13	11	23	25	31	26	36	31	32	28	30
人口	男	274	268	219	172	104	92	96	66	65	63	62	53	65	55	61	67	66
	女	295	292	275	211	129	103	89	88	82	64	57	50	52	53	53	57	61
	計	569	560	494	383	233	195	185	154	147	127	119	103	117	108	114	124	127
世帯数		114	123	117	102	75	72	89	72	70	65	66	55	69	68	74	73	73
人口	男	1,457	1,325	1,266	893	681	548	459	378	388	401	401	359	358	308	325	332	350
	女	1,481	1,333	1,336	955	726	572	444	409	402	375	355	314	299	293	294	310	310
	計	2,938	2,658	2,602	1,848	1,407	1,120	903	787	790	776	756	673	657	601	617	626	660
世帯数		594	558	587	471	434	403	423	374	386	402	413	372	396	366	368	375	376

昭和45年7月28日、3世帯13名が移住し以後無人島となる。

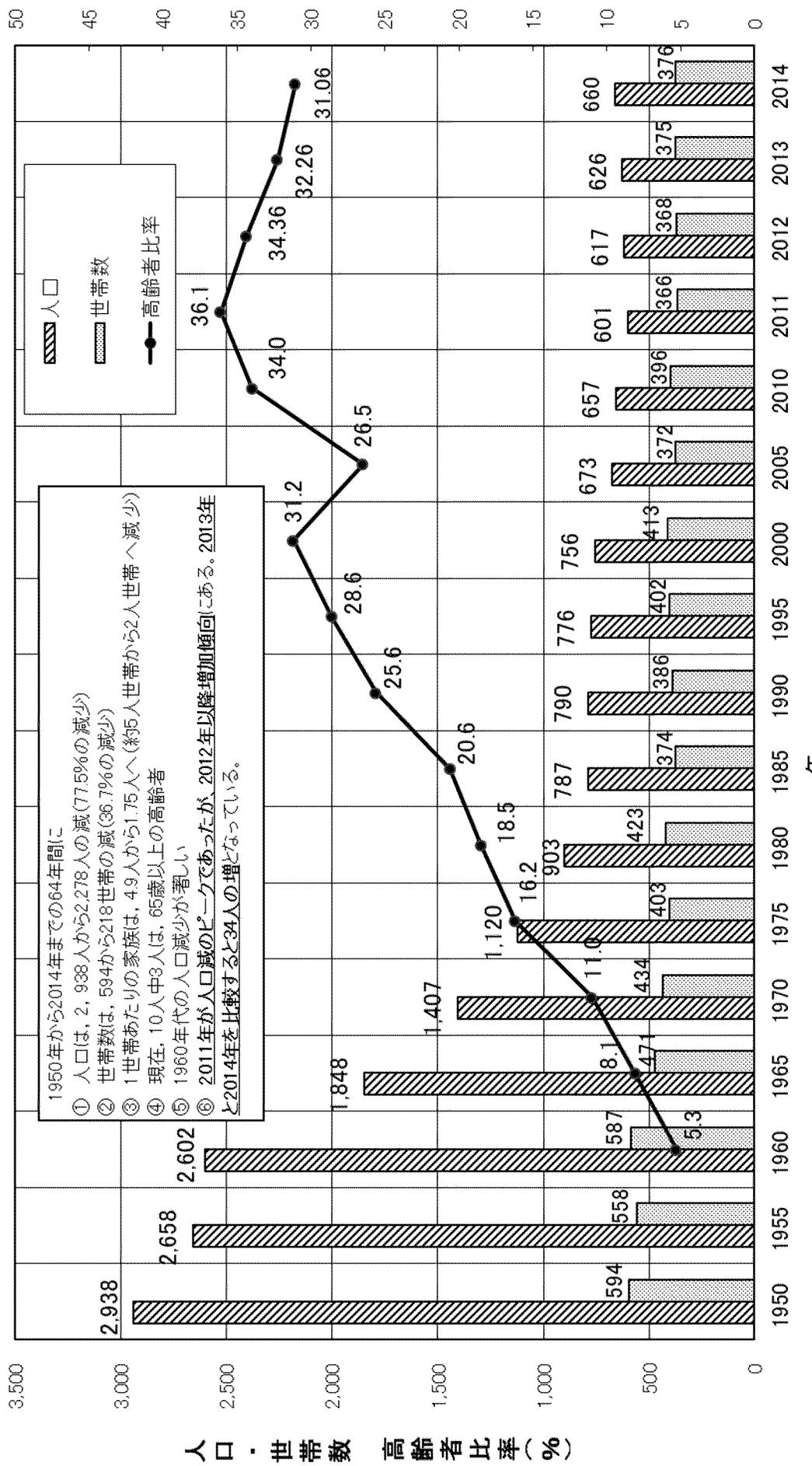
島名	区分	昭和25	昭和30	昭和35	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	昭成2	昭成7	昭成12	昭成17	昭成22	昭成23	昭成24	昭成25	昭成26
		1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014
人口	男	343	264	261	210	171	146	114	83	92	87	66	69	54	58	58	63	63
	女	377	284	272	222	180	145	105	91	94	86	59	69	62	62	59	63	63
	計	720	548	533	432	351	291	219	174	183	177	173	125	138	116	120	117	126
世帯数		146	108	115	111	105	109	114	95	92	97	83	89	79	81	80	78	
人口	男	525	478	518	292	234	163	115	109	103	100	102	100	78	73	78	81	88
	女	514	450	506	294	249	184	124	118	111	97	81	78	65	63	62	62	67
	計	1,039	928	1,024	586	483	347	239	227	214	197	183	178	143	136	140	143	155
世帯数		214	208	237	159	148	124	105	108	105	101	105	92	85	86	86	90	89
人口	男	34	31	23	19	22	28	26	28	22	22	22	22	22	22	22	22	
	女	28	28	26	26	28	26	26	27	26	26	26	26	26	26	26	26	
	計	62	62	57	51	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	
世帯数		15	12	13	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
人口	男	102	102	87	69	52	46	44	52	39	47	45	45	42	35	38	40	39
	女	89	101	93	72	55	54	38	42	35	38	39	39	33	31	27	27	30
	計	191	203	180	141	107	100	82	94	74	85	84	78	81	66	65	67	69
世帯数		29	34	36	30	37	32	36	38	37	41	37	41	44	39	37	38	38
人口	男	49	45	35	30	28	37	34	23	26	42	41	28	34	35	33	32	38
	女	46	45	36	26	19	28	42	35	33	29	33	25	18	24	25	31	33
	計	95	90	71	56	47	65	76	58	59	71	74	53	52	59	58	63	71
世帯数		21	18	14	12	21	23	33	23	25	36	33	28	30	30	30	34	36
人口	男	85	93	90	79	67	50	43	35	37	39	42	43	37	27	26	27	26
	女	88	89	88	79	71	48	34	25	30	32	38	41	35	31	33	30	29
	計	173	182	178	158	138	98	77	60	67	71	80	84	72	58	57	55	
世帯数		33	37	36	33	34	32	33	27	34	42	44	47	43	33	33	31	
人口	男	45	44	33	22	25	14	13	10	26	27	22	24	33	29	31	27	30
	女	44	46	38	29	23	10	12	10	20	21	21	28	21	29	30	28	27
	計	89	90	71	51	48	24	25	20	46	48	43	52	54	58	61	55	57
世帯数		22	18	19	13	14	11	13	11	23	25	31	26	36	31	32	28	
人口	男	274	268	219	172	104	92	96	66	65	63	62	53	65	55	61	67	66
	女	295	292	275	211	129	103	89	88	82	64	57	50	52	53	53	57	61
	計	569	560	494	383	233	195	185	154	147	127	119	103	117	108	114	124	127
世帯数		114	123	117	102	75	72	89	72	70	65	66	55	69	68	69	74	73
人口	男	1,457	1,325	1,266	893	681	548	459	378	388	401	401	359	358	308	325	332	350
	女	1,481	1,333	1,336	955	726	572	444	409	402	375	355	314	299	293	294	310	
	計	2,938	2,658	2,602	1,848	1,407	1,120	903	787	790	776	756	673	657	601	617	626	660
世帯数		594	558	587	471	434	403	423	374	386	402	413	372	396	366	368	375	376

昭和45年7月28日、3世帯13名が移住し以後無人島となる。

### ▲国勢調査等で見る本村の人口数・世帯数の推移

注) 2010年までは国勢調査の数値。2011年以降は5月1日を基準日とした住民基本台帳の数値

## 本村における人口、世帯数、高齢者比率の推移



▲本村における人口、世帯数、高齢者比率の推移

注) 2010年までは国勢調査の数値。2011年以降は5月1日を基準日とした住民基本台帳の数値

年度	項目	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島	計
平成20年度	世帯数		2	1			1	1	5
	人数		3	1			1	1	6
平成21年度	世帯数	2	2	2	1		3	1	11
	人数	2	3	2	1		5	1	14
平成22年度	世帯数	3	2		4			5	14
	人数	3	3		6			14	26
平成23年度	世帯数	4	4	1	3		2	5	19
	人数	5	9	1	7		2	7	31
平成24年度	世帯数	6	6	2	1			5	20
	人数	9	11	8	3			5	36
平成25年度	世帯数	6	1	4	5	2	2		20
	人数	11	2	4	11	3	2		33
計	世帯数	21	17	10	14	2	8	17	89
	人数	30	31	16	28	3	10	28	146

▲本村における移住者受入実績(平成25年から平成25年度)

※住宅等整備状況※

村営住宅整備棟数・世帯数

島名	整備棟数	整備世帯数	空き住宅	入居率(%)
口之島	7	10	なし	100
中之島	12	16	なし	100
平島	6	8	なし	100
諏訪之瀬島	8	12	3世帯	75
悪石島	9	13	なし	100
小宝島	9	10	1世帯	90
宝島	9	15	1世帯	92
計	60	84	5世帯	94

▲村営住宅整備棟数・世帯数

島名	整備棟数	空き住宅	入居率(%)	備考
口之島	12	2棟	83	1棟未改修
中之島	6	1棟	83	"
平島	1	なし	100	"
諏訪之瀬島	1	なし	100	
悪石島	0	—	—	
小宝島	0	—	—	
宝島	3	なし	100	
計	23	3棟	87	

▲空き家住宅借上げ棟数

## 基本方針

- U I ターン者の受け入れ対策を積極的に取り組みます。
- 働く場の創出として、新たな雇用の場の仕組み作りや民間企業の誘致及び既に進出している民間企業に対する支援についても進めます。
- 村営住宅及び空き家住宅については、村単事業及び県補助事業で、現在までに 90 棟を超える住宅が整備されています。今後も年次計画による整備を進めるとともに、多くの方が「住んでみたい」「住んでよかった」といえる村づくりを進めます。

## 施策

### 1. 定住促進対策の更なる推進

- (1) U I ターン者の自立に向け、既存定住者支援対策の見直し、更なる充実を図り、効率的な定住対策を図ります。
- (2) 定住プロジェクトチーム及びU I ターン者との意見交換等を積極的に行ない、定住施策に反映させます。
- (3) 定着率の向上に向けた体験型・研修型の定住促進対策を進めます。
- (4) 定住イベントへの積極的な参加とともに、定住情報の発信強化を進めます。

### 2. 新たな雇用の場の仕組みづくりの推進

- (1) 多様化するニーズにこたえるために、第1次産業以外の雇用の場の仕組みづくりを進めます。
- (2) 既に参入している民間企業の支援を行うとともに、新たな民間企業の誘致を図り、雇用の場の確保に努めます。

### 3. 定住促進に向けた住宅の整備

- (1) 年次計画による整備を進めます。

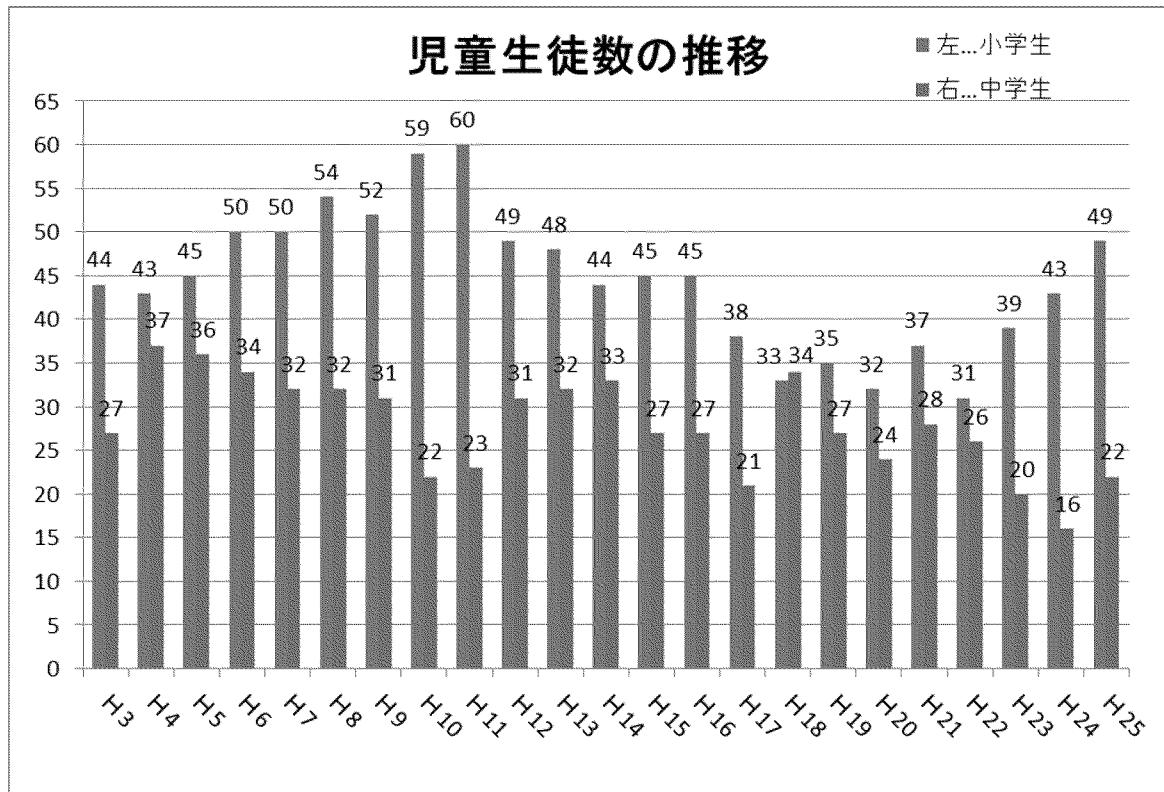
## 第5章 教育・文化

### 1. 教育

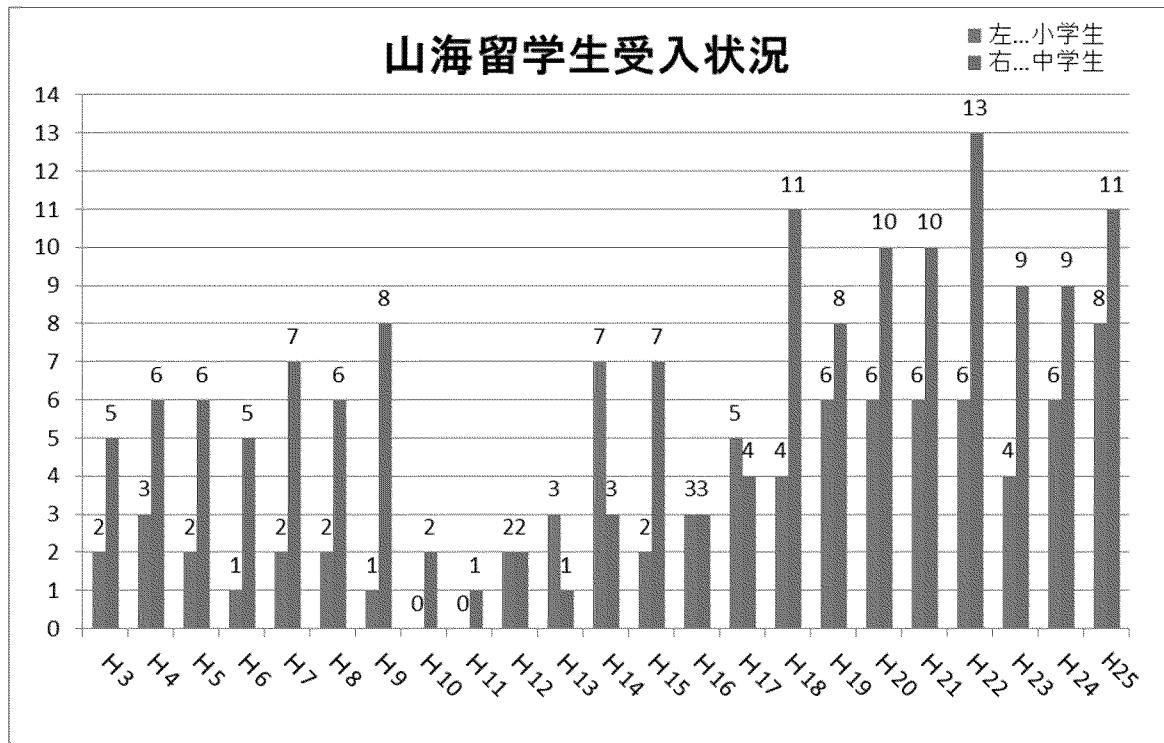
#### 現状と課題

「生きる力」を育む教育の推進と魅力ある文化風土づくり

- 1872年（明治5年）に「学制」が発布され、日本の教育の進路が示され、1886年（明治19年）には、小学校令等が交付されました。本村では1930年（昭和5年）4月29日に小学校令が施行されました。
- 現在、本校5校と分校2校の小・中学校が併設して設置されており、1校平均10名ほどの極小規模校ながら、個に応じた教育活動を推進しています。
- 地域コミュニティーの場である学校存続のため、平成3年より十島村山海留学制度を導入し、平成24年度までに209名の受入をしています。
- 昭和60年5月竣工の中之島小・中学校屋内運動場が整備され、平成25年6月に小宝島分校小・中学校屋内運動場の整備が完了したことにより、全7校の屋内運動場整備が終了しました。
- 平成21・22年地域インターネットの導入によりTV会議システムによる授業や電子黒板の使用が可能となり、急速に進むIT社会に対応するため、ICT教育設備の充実に努めています。
- 過疎化・少子高齢化の影響により児童生徒の数は減少しているものの、極少数の中で基礎学力の定着・次世代を担う子供の育成に努めており、児童生徒確保に向けた山海留学生の受入や里親の確保などの課題を抱えています。
- 本村には、保育園・幼稚園がなく、学校自体が極小規模となっており、幼児の発育や人間形成を小学校入学までに他の幼児と比較できない状況が続くと、幼児の成長にも大きな影響があることが予測されるため、幼児教育への取組が必要とされます。



▲児童生徒数推移



山海留学生受入状況

## 【基本的方向】

- 学校教育の充実のため、「生きる力を育む心豊かな人づくり」を基本理念に、地域風土の伝統や環境を生かした学校経営の充実と基礎学力の定着を目指し、人間性豊かでたくましい児童生徒の育成に努めます。
- 極小規模の中で、島立ちを支える揺るぎない基礎学力やたくましい精神力の育成、大規模校との交流、山海留学児童生徒の受入により学校存続の維持を図りながら、地域発展の推進に努めます。
- 学校施設や教員住宅維持のため、補修整備に努めます。
- 幼児教育は旺盛な発育や感受性の育まれるこの時期に地域社会での温かい連携だけでなく、行政との連携・適切な指導助言や支援により、更なる連携を図っていきます。
- 青少年教育の充実対策として、地域ごとに編成された「子ども会」による週末活動や長期休業活動の中で、リサイクル活動や奉仕活動、島内行事や観光行事での太鼓やスチールドラムの演奏など活発に活動がなされていることから、今後も充実した活動の継続が望されます。

## 【施策】

### 1. 学校教育の充実推進

- (1) T V会議システム活用充実による授業の促進及び I C T 教育環境整備を図ります。
- (2) 山海留学生の受入家庭の確保及び制度充実に努めます。
- (3) ふるさと教育を促進します。
- (4) 学校給食の地産地消を推進します。
- (5) 村内外との交流学習を促進します。
- (6) 離島修学旅行を促進します。
- (7) コンクール等への積極的参加に努めます。
- (8) 進路指導・支援の充実を図ります。
- (9) 山海留学の受入施設充実に努めます。

### 2. 基礎学力の定着・向上

- (1) 村内交換テストの充実を図ります。
- (2) 検定等の受験を促進します。

(3) 村教育研究会や校内研修の充実を図ります。

(4) 小学校英語学習を促進します。

### 3. 幼児教育

(1) 幼児教育の推進を図ります。

### 4. 人権教育・環境教育の充実

(1) 思いあう心を持ち、相手の立場に立って考えることができる児童生徒の育成に努めます。

(2) 道徳教育の推進と視聴覚教材の活用を推進します。

(3) ボランティア活動を通した清掃活動やリサイクル活動への積極的な参加を推進します。

(4) 環境緑化コンクールの実施や愛鳥活動への積極的な参加を推進します。

### 5. 教育環境の整備

(1) 職員室、給食室、各教室への空調の整備を図ります。

(2) 学校や教職員住宅の維持補修に努めます。

(3) 危険個所の安全対策に努めます

(4) ICT 教育の環境整備に努めます。

(5) 教職員の健康管理に努めます。

(6) 環境緑化を推進します。

(7) 特別支援教育の充実に努めます。

### 6. 青少年教育

(1) 子ども会活動の促進及び地域間交流を促進します。

(2) スポーツ推進委員の活動を促進します。

(3) 海外ホームステイ事業を推進します。

## 2. 生涯学習・交流

### 現状と課題

- ふれあい、学びあい、つながる地域・人づくり
  - ・現在、社会・経済・環境の変化に伴い、各地域での活動に限界を感じられており、島間との交流が求められています。
  - ・心の豊かさ、生きがい、自らの生き方を確認し、豊かな生き方につながるための支援を図ることが求められています。
- 魅力あふれる地域文化の創造
  - ・本村は、縄文時代の遺跡があり、ヤマト文化と琉球文化の接点とされ、今もなお独特の祭事・郷土芸能が行われています。
  - ・国、県指定の天然記念物が多く含まれており、文化財の見識を広め、郷土の自然を保護していく必要があります。
  - ・祭事・郷土芸能の文化や貴重な生物、環境を次世代に受け継ぐことが求められています。
- ふれあいにつながる地域社会づくり
  - ・社会経済が急激に変化する中、価値観や制度が多様化し、地域間の交流がこれまで以上に多く必要となっています。
  - ・各島で地域づくり活動を行っているが、地域がこれまで果たしてきた自治運営の在り方を生かしながら、地域間交流を深め、少子高齢化・過疎化等の新たな自治問題に対する解決のための支援が求められています。

### 基本的方向

- 健やかで生きがいのある人生を送るとともに、魅力的で活力のある郷土の実現を目指して、学習機会の提供や発表機会の充実を図ることに努め、現代社会の変化に応じた生涯学習の促進に努めます。
- 社会体育では、スポーツ推進委員を中心に住民総参加のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- 文化財保護対策として地域の文化財の収集を図るとともに、郷土教育の充実を図ります。
- 現存する文化財の適切な保存を促進し、歴史民俗資料館の活用や文化財の意識付けを推進します。

- 文化の継承と高揚対策として、学校教育への郷土学習を推進し、地域の祭事・伝統芸能の保存と継承支援に努め、郷土文化への保存・保護思想の啓発を図ります。
- 人権教育の推進について、視聴覚教材等を用いて人権に関する意識付けを図り、さまざまな人権問題について理解を深められるよう人権教育・人権啓発促進に努めます。

### **施策**

#### 1. 生涯学習の推進

- (1) 社会教育の内容充実を図ります。
- (2) ファミリー劇場の充実を図ります。
- (3) 学校教育との連携協力に努めます。
- (4) 学校開放を促進します。
- (5) セブンアイランド図書の利活用を促進します。
- (6) 外部講師の派遣に努めます。

#### 2. 社会体育の推進

- (1) 社会体育活動への参加者増につながる組織の見直しを図ります。
- (2) 島内外からのアスリートによる指導を推進します。
- (3) 学校体育館等の施設活用を推進します。

#### 3. 文化財保護

- (1) 民俗資料の収集・保管管理（ボゼ記録等）に努めます。
- (2) 文化財の活用を検討します。
- (3) 文化財保護審議会の充実に努めます。
- (4) 祭事・伝統芸能の保存・復活の活動支援に取り組みます。
- (5) 学校教育における郷土学習を推進します。

#### 4. 人権教育の促進

- (1) 視聴覚教材の活用による、人権についての啓発及び意識高揚を図ります。
- (2) 広報活動を推進します。
- (3) 地域での具体的人権を推進します。

## 5. コミュニティー形成

- (1) 村内体育祭や島間交流イベントを開催することにより、地域間のコミュニティー意識形成の充実を図ります。
- (2) コミュニティーの活動支援の充実・推進を図ります。

## 第6章 自治・行財政運営

### 1. 情報公開

#### 現状と課題

- 行政情報は広報誌、村のホームページ等を通して公開しています。
- 村のホームページの内容がすでに終了しているのが掲載されたままのものもあり、分かりにくい部分があります。
- 個人情報の保護に留意しつつ、「十島村情報公開条例」に基づき情報を公開し、開かれた村政の推進を図ります。

#### 基本的方向

- 行政の保有する情報の適正な管理・保存を進めます。
- 村民が簡単に情報を得ることができるように、ホームページの充実を進めます。
- ホームページを閲覧できない方のためにも、防災無線や広報誌でのわかりやすい情報提供を進めます。

#### 施策

##### 1. 個人情報の保護に配慮した情報公開制度の確立

- (1) 村広報誌、ホームページを通して個人情報の保護に十分配慮し、さらなる情報公開を進めます。

##### 2. わかりやすい情報提供

- (1) 防災無線を活用した情報公開を進めます。
- (2) 村民と行政側が直接対話し、様々な村政に対する意見や要望等の広聴の充実を進めます。
- (3) ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を利用した情報発信を推奨します。

## 2. 自治・コミュニティー・地域づくり

### 現状と課題

- 各島にそれぞれ自治組織として自治会があり、現在も地域の活動の中心となっています。
- 平成22年度から地域担当職員として、各島へ職員が3～4名が配置され、運動会等の地域行事に参加しています。地域担当職員の配置と併せ、各島に「地域づくり組織」を立ちあげられ、担当職員は活動に参加しています。
- 振興計画など、地域主体の意見が反映されるよう、計画を策定しています。また、年に1度、村政座談会で各地域を回ることにより、現地要望の聞き取りを実施しています。座談会では、要望に対し各課各室より回答しています。
- 全地域において、統一された目標がなく、マンパワーも不足していることから、人材育成が課題となっています。

### 基本的方向

- 「みんなでとりくむ」目標の設定をし、地域の活性化を図ります
- 島内コミュニティーだけでなく、7島が繋がる地域づくりを目指します
- 地域の共生・協働を推進し、自治・コミュニティーの再生を図ります

### 施策

1. 共生・協働による地域づくりを推進します。
2. 住民が主体となった地域おこしを推進します。
3. 職員の積極的な地域への関わりを推進します。
4. 地域におけるリーダーを始めとした人材育成を推進します。
5. 7島が交流するような仕掛け作り(島間交流、島内大運動会の実施)への取り組みを検討します。
6. 講師(コーディネーター)による現地研修等の実施し、住民と役場職員のための人材育成に努めます。

### 3. 行政改革

#### 現状と課題

- 第4次行政改革大綱実施計画（H21～H25）は概ね達成されています。
- 地域が行政に求めるニーズ、施設の老朽化等に伴う維持管理費、及び各分野施策に伴う需要額は増加していますが、財源や職員定数の増加はないため、分野によってはサービスの低下が顕れています。
- 財政運営は概ね良好ですが、毎年度の行政需要を十分満たせるものではありません。
- 近隣市町村で本村の地域振興を対等に検討できる適当な市町村がないため、当面の間、市町村合併を検討することは考えていませんが、適当な市町村が現れたときは、改めて住民と共に検討をする必要があると考えられます。
- 役場内の組織（担当者）が分りづらく、担当職員不在時に対応が出来ない場合があります。
- 近年の新規採用職員へは、島研修も含めた職員研修を実施しています。
- 行政改革については、第1次行政改革大綱から第4次まで、また、その間に集中改革プランを実施してきました。職員数、及び経費の削減を柱に行ってきましたが、これ以上の削減は行政サービスの低下を招く要因にもなり、地域振興や職員の資質向上の妨げになりかねません。
- 行政改革大綱は、これまで行政改革推進委員会への諮問・答申を経て策定しておりますが、実際に取り組む必要のある実施計画については、行政内部で構成する行政改革推進本部会議で作成されます。
- これまで実績については、議会以外への公開はしていません。
- 行財政運営については、議会や監査からチェックがあるほか、当初予算や決算については、住民への公表をしています。

#### 基本的方向

- 地域住民への効率的で安定した行政サービスの提供を第一に考えます。
- 議会や住民が納得する開かれた行政運営。
- 職員すべてが意識して取り組む必要があります。
- 国・県の財政状況に柔軟に対応できる運営体制。
- 時代の状況に即応した行財政改革。

## 施策

1. 必要な事業を見極め、重要な施策を柱に地域振興を図ります。
2. 必要な人員及び財源の確保に努め、安定した行政サービスの向上を図ります。
3. 適正な施設の管理に努めます。
4. 市町村合併も視野に安定した健全な財政運営に努めます。
5. 職員の資質の向上に努めます。
6. 村の現況及び社会情勢の変化を鑑み、隨時、状況に応じた見直しを図ります。

#### 4. 庁舎移転問題

##### 現状と課題

平成15年10月 9月定例村議会協議会 移転問題の調査要請

平成15年10月 第1回庁舎移転問題研究会（振興計画作業部会）

平成15年11月 第2回庁舎移転問題研究会（振興計画作業部会）

平成15年11月 竹富町現況調査（職員2名）

平成15年12月 第3回庁舎移転問題研究会（振興計画作業部会）

平成25年 2月 竹富町長との意見交換

○ 庁舎移転意識調査の結果（H15年実施アンケートより）

回答者数290名（回収率47.4%）※有効回答数 288名

・庁舎移転について

どの島でも移転に賛成	60名（20.8%）
鹿児島のまま、居住島以外なら鹿児島	185名（64.2%）
移転してよいかわからない、回答なし	43名（14.9%）

・財政問題を考慮した場合の庁舎移転について

財政に関係なく移転すべき	34名（11.8%）
移転より出張所の機能充実をすべき	115名（39.9%）
現行体制でよい	96名（32.3%）
わからない、その他、回答なし	46名（16.0%）

・移転先の島について

口之島（16.7%）、中之島（38.6%）、平島（2.1%）、  
諏訪之瀬島（4.5%）悪石島（1.7%）、小宝島（0.0%）、  
宝島（20.8%）、未記入（15.6%）

○ 庁舎移転意識調査の結果（H25年実施アンケートより）

回答者数364名（回収率66.7%）※有効回答数 364名

・本庁が鹿児島市にあることについて

大いに不便	20名（5.5%）
少し不便	54名（14.8%）
不便は感じない	187名（51.4%）
特に意見はない、無回答	103名（28.3%）

・出張所の機能について

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 十分である           | 136名 (37.4%) |
| もっと充実、改善してもらいたい | 71名 (19.5%)  |
| 特に意見はない、無回答     | 157名 (43.1%) |

・本庁舎移転について

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 費用やメリット・デメリットに関係なく移転すべき | 29名 (8.0%)   |
| 分庁化がよい                  | 38名 (10.4%)  |
| 出張所機能拡大がよい              | 57名 (15.7%)  |
| 鹿児島市にあっても問題ない           | 119名 (32.7%) |
| 特に意見はない、いずれでもない、無回答     | 111名 (33.2%) |

・村内移転時の本庁舎の場所について(回答数 29名)

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| 自分の住む島でなくても、村内であれば賛成 | 24名 (82.8%) |
| 自分の住む島でなければ、鹿児島市が良い  | 1名 (3.4%)   |
| わからない、無回答            | 4名 (13.8%)  |
| 中之島                  | 16名 (55.2%) |
| 平島                   | 2名 (6.9%)   |
| 諏訪之瀬島                | 0名 (0.0%)   |
| 悪石島                  | 1名 (3.4%)   |

・移転時の島について (回答数 29名)

- |     |            |
|-----|------------|
| 口之島 | 5名 (17.2%) |
| 小宝島 | 0名 (0.0%)  |
| 宝島  | 4名 (13.8%) |
| 無回答 | 1名 (3.4%)  |

・その島を選んだ理由(回答数 29名)

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| 自分の住んでいる島だから         | 0名 (0.0%)   |
| 交通体系からして一番便利         | 13名 (44.8%) |
| 地理的に一番中心の島であるから      | 5名 (17.2%)  |
| 人口、施設の整備など中心的な島であるから | 9名 (31.0%)  |
| その他、無回答              | 1名 (3.4%)   |

・本庁舎移転後の鹿児島庁舎の取り扱いについて

- |         |             |
|---------|-------------|
| 支所として残す | 25名 (86.2%) |
|---------|-------------|

必要ない、その他、無回答 4名（13.8%）

- 出張所への職員の常駐化（2、3名）
- 新規採用職員は1年程度村内で生活をすべき
- 庁舎は鹿児島にある方が便利
- 職員の所得の何割かを村の税収にしてほしい
- 警察の駐在所を設置してほしい
- 必要な電力の確保に努めてほしい（九州電力との交渉）
- 遊休老朽化施設の活用
- 本庁村内移転を目指し努力する

#### **【基本的方向】**

- 道州制の議論も国と地方の間で一進一退を繰り返し、進展の気配が見られない中、近々に本村が他の市町村と合併するような可能性は低いと考えます。
- 当面は合併しないこととなると、庁舎移転の検討を進める必要もありますが、現段階の住民のニーズや村の行財政等を考えると庁舎移転の検討以前に行政手続きや事務事業の改善による地域内での住民生活の利便性の向上を図る一方、職員の村内滞在、分庁化の研究及び調査を進めます。
- 庁舎移転については、将来、事業等の進捗状況、地域状況の変化、及び住民ニーズの高まりなど、次期を判断したうえで再度、意識調査等を実施し、住民の総意を得られた時に移転するための体制整備を進めます。

#### **【施策】**

1. 行政手続きや事務事業の改善
  - (1) 窓口業務などの行政事務手続きの改善を図ります。
  - (2) 出張所機能の充実に努めます。
2. 住民との情報共有体制の充実
  - (1) 住民と職員との情報共有を図ります
3. 分庁化、庁舎移転の研究及び調査
  - (1) 職員の派遣体制及び分庁化の研究並びに調査を検討します。